

アンシャン・レジームにおける貴族と商業
—商人貴族論争（1756～1759）をめぐって—

森 村 敏 己

アンシャン・レジームにおける貴族と商業
—商人貴族論争（1756～1759）をめぐって—

森 村 敏 己

目 次

はじめに.....	1
第1節 特権喪失法と商業の名誉.....	4
第2節 身分制社会と商人貴族.....	11
第3節 貧乏貴族の救済.....	22
第4節 名誉の概念とメリトクラシー.....	29
結 び.....	35

はじめに

1756年1月、それまで軽妙な社会風刺をテーマとした作品で知られていたアベ・コワイエは『商人貴族論』と題された作品を匿名で発表した⁽¹⁾。作者が誰なのかは早くから明らかだったようだ。フレロンの『文芸年鑑』、グリムの『文芸通信』ともに、出版後間もない時期にこの作品を取り上げた際、著者はコワイエであることを明記している⁽²⁾。この著作は大きな成功を収めた。単に1756年のうちに4つの版を重ねただけではなく、こののち4年間に渡って続く「商人貴族」論争の口火を切ることになったのだ。コワイエを激しく批判したシュヴァリエ・ダルクの『軍人貴族論』を皮切りに、1756年中に11作品が論争に参加。翌年にはコワイエがダルクへの反論という形で『商人貴族論の展開と擁護』を発表するが、論争は終わることなく、その後も6つの作品が発表されることになる⁽³⁾。コワイエおよび著名な経済思想家だったフォルボネを除けば⁽⁴⁾、論争に参加した著述家のほとんどは今日、単独で研究対象となる人物ではないし、議論の質もまさに玉石混淆である。単なる無駄話と評されるような作品もある⁽⁵⁾。しかし、先に挙げた『文芸年鑑』と『文芸通信』以外にも『メルキュール・ドゥ・フランス』、イエズス会の『トレヴー』、『ジュルナル・ドゥ・コメルス』、『ジュルナル・エコノミーク』、『ジュルナル・アンシクロペディーク』、『ジュルナル・デ・サヴァン』といった定期刊行物がこの論争を取り上げており、その反響の大きさ、注目度の高さは疑いのないものだった⁽⁶⁾。

『商人貴族論』はなぜこれほどの論争を呼び起こすことになったのか。

コワイエはこの作品で貴族特権喪失法 (loi de dérogeance) の廃止を要求している。この法は、貴族身分に相応しくないと考えられる職業に従事した貴族から、身分特権を奪うことを定めているが、身分に相応しくない職業の中には商業が含まれていたのである。この時期、この法が禁じていたのは事実上、小売業だけだったのだが、商業活動は貴族の品位を落とすという偏見は根強く残っていた。折しも1754年『メルキュール・ドゥ・フランス』は1738年に死去したラセ侯爵の『考察』を掲載した。ここで侯爵は、貴族が商業を行うことを許すべきだとする風潮が高まっているとして、これに苦言を呈しているのだが⁽⁷⁾、『商人貴族論』はこのラセ侯爵への反論という形を取って執筆されている。ここでコワイエは貴族に商業への参加を促すことで、フランス商業により多くの資本と人材を投入し、ひいては商業は卑しい職業であるという偏見を一掃しようとした。特権喪失法の廃止は王権が進んで偏見を打破するための有効な策として提案されている。論争は基本的にはこの提案の是非をめぐる闘わされることになるが、そこには様々な問題が付随していた。コワイエ本人がこの提案を行うに際して、商業への参加は貧困に苦しむ多くの地方貴族を救済するという点を強調したこともあって⁽⁸⁾、貧乏貴族の問題も大きな争点のひとつとなるが、それ以外にも名誉心と利害関心、貴族の存在意義、商業の発展、軍事力の強化、人口増加策、農業の振興、イングランドとの対抗関係といった、当時、重要だった多くの問題がテーマとして取り上げられることで、この論争の射程は極めて広い範囲に及ぶことになっ

た。従来の研究も⁽⁹⁾、貧乏貴族の存在が社会問題化していたこと、商業の重要性への認識が高まり、商業関係の著作が増加していたこと⁽¹⁰⁾、フランスと覇権を争う商業大国であり、かつ貴族が商業に従事するイングランドに対する対抗意識および賞賛の声が高まっていたこと、以上の三点をこの論争が熱を帯びることになった背景として指摘しているが、こうした点は論争を行った当人たちが十分に意識していた⁽¹¹⁾。つまりコワイエは当時、盛んに議論されるようになっていた諸々のテーマを一冊の作品の中で結びつけ、体系的に論じることで論争を引き起こすとともに、世間の関心を引くことに成功したのである。

本論では、身分制原理と商人貴族、貧乏貴族の救済、名誉の概念の変質といった側面に着目しながらこの論争を分析し、その意味を考察していきたい。しかし、その前に、特権喪失法に対する王権の政策の変遷を確認しておくことにしよう。

注

- (1) [Coyer, Gabriel-François, abbé], *La noblesse commerçante*, Londres & Paris, Duchesne, 1756.
- (2) *L'année littéraire*, 1756, tome 1, pp. 37-55. *Correspondance littéraire*, éd. par Maurice Tourneux, Kraus Reprint, 1968 (Réimp. de l'édition de Paris, Garnier-Frères, 1877-1882), tome 3, 15 février 1756, pp. 170-179. ただし、Hechtによれば『文芸年鑑』で『商人貴族論』の書評を執筆したのは主筆であるフレロンではなく、ダルジャンソン侯爵である可能性が高いという。Hecht, Jacqueline, "Un problème de population active au XVIIIe siècle en France; la querelle de la noblesse commerçante", *Population*, 19e année, no. 2, avril/mai, 1964, pp. 267-290.
- (3) ダルク以下の作品を発表順に列挙しておこう。
 [Saint-Foix, Philippe Auguste, chevalier d'Arcq], *La noblesse militaire ou le patriote français*, [s. l.], 1756.
 Anonyme, *Le citoyen philosophe, ou examen critique de la noblesse militaire. Dédié à M. l'abbé Coyer*, [s. l.], 1756.
 [Seras, P.], *Le commerce ennobli*, Paris, 1756.
 [Billardin de Sauvigny], *L'une et l'autre ou la noblesse commerçante et militaire; avec des réflexions sur le commerce, & les moyens de l'encourager*, Mahon, 1756.
 [Barthouil, abbé], *Lettre à l'auteur de la noblesse commerçante*, Bordeaux, [1756].
 [Forbonnais, François Véron Duverger de], *Lettre à M. F [=Fréron] ou examen politique des prétendus inconvénients de la faculté de commercer en gros, sans déroger à sa noblesse*, [s. l.], [1756].
 [Garnier Jean-Jacques], *Le commerce remis à sa place; réponse d'un pédant de collège aux novateurs politiques, adressée à l'auteur de la lettre à M. F.*, [s. l.], 1756.
 [Rochon de Chabannes, M. A. J.], *La noblesse oisive*, [s. l.] 1756.
 [Marchand, L. H.], *La noblesse commercable ou ubiquiste*, Amsterdam, 1756.
 [La Coste, Jean de], *Lettre de M. D*** à M. D*** au sujet de la noblesse commerçante*, [s. l.], 1756.
 [Pezerols, abbé de], *Le conciliateur ou la noblesse militaire et commerçante; en réponse aux objections faites par l'auteur de la noblesse militaire*, Amsterdam & Paris, 1756.
 Coyer, *Développement et défense du système de la noblesse commerçante*, Amsterdam & Paris,

- Duchesne, 1757, 2 vols.
- [Alès de Corbet], *Nouvelles observations sur les deux systèmes de la noblesse commerçante ou militaire*, Amsterdam, 1758.
- [La Hausse], *La noblesse telle qu'elle doit être; ou moyen de l'employer utilement pour elle-même et pour la patrie*, Amsterdam & Paris, 1758.
- [Belot, Madame], *Observations sur la noblesse et le Tiers-Etat*, Amsterdam, 1758.
- Anonyme, *Réflexions sur la noblesse commerçante*, Lampsage, 1759.
- [Vento des Pennes, marquis de], *La noblesse ramenée à ses vrais principes ou examen du développement (sic) de la noblesse commerçante*, Amsterdam & Paris, 1759.
- (4) 商人貴族論争を主要な対象とした研究を別として、コワイエに関する研究としては Lebreton-Savigny, Jean, *Les idées économiques de l'abbé Coyer*, Nicolas, Renault & Cie, 1920. Adams, Leonard, *Coyer and Enlightenment*, Voltaire Foundation, 1974 (*Studies on Voltaire and the Eighteenth-Century*, vol. 123). また、ダルクについては, Brancours, J. P., "Un théoricien de la société au XVIIIe siècle; le chevalier D'Arcq", *Revue historique*, CCL, 1973, pp. 337-362.
- (5) *La noblesse oisive* はその典型である。そこでは無為な貴族による奢侈的消費がマンドヴィルを思わせる筆致で逆説的に称揚されており、商人貴族論争のテーマとはほとんど関わりがない。また、*La noblesse commerçante* も「無駄話」「冗談」として扱われることが多いが、貴族身分を 100 年分、200 年分といった単位で分割し、通常の動産とまったく同じように売買の対象とすることを提案したこの作品は、見方によっては痛烈な貴族批判だといえる。両作品への当時のコメントは、*Journal encyclopédique*, 1 août 1756, pp. 76-84. *L'année littéraire*, 1756, tome II, pp. 325-327, 1756, tome III, pp. 275-285. *Mémoires de Trévoux*, août 1756, pp. 1926-1928. *Journal économique*, janvier 1757, p. 77.
- (6) ただし、グリムのみは作品を次々と紹介しながらも、コワイエは二流の作家に過ぎず、この論争自体が下らない、フォルボネを除いていかなる有能な人物も参加していない、と切り捨てている。*Correspondance littéraire*, 15 février 1756, pp. 170-173. 15 juillet 1756, pp. 262, 268-270. 15 août 1756, pp. 268-269. 15 octobre 1758, p. 42. etc. しかし、こうした態度は例外的である。逆に、1759 年に創刊された『ジュルナル・ドゥ・コメルス』は、それまでに刊行された商業に関する重要な作品を紹介する中でこの論争に触れ、9 作品を挙げている。*Journal de commerce*, janvier 1759, pp. 35-36.
- (7) "Réflexion de M. le Marquis de Lassé [=Lassay]", *Mercure de France*, décembre 1754, pp. 86-101. この作品は当初 1727 年に発表された。この時期、すでに貴族に商業参加を許すべきとする議論にラセ侯爵が批判を試みていることから分かるように、特権喪失法を問題視したのはコワイエが最初ではない。Constant によれば初めてこの法の廃止を要求したのは Jean Eon と名乗るカルメル会修道士で、1646 年のことだったという。彼の主張は多くの貴族に支持されたというが、コワイエほどの反響は呼ばなかった。Constant, Jean-Marie, *La noblesse française aux XVIe et XVIIe siècles*, Hachette, 1985, pp. 87-91. また、第 1 節で示すように王権も、そして時には貴族自身もこの法の緩和を求めている。
- (8) *La noblesse commerçante*, pp. 8-11.
- (9) 商人貴族論争の研究としては、注(4)のコワイエ研究および注(2)で示した Hecht の他, Depitre, Edgar, "Le système et la querelle de la noblesse commerçante (1756-1759)", *Revue d'histoire économique et social*, VI, 1913, pp. 137-176. Lévy-Brühl, Henri, "La noblesse de France

et le commerce à la fin de l'Ancien Régime", *Revue d'histoire moderne*, VIII, 1933, pp. 209-235. 木崎喜代治「フランス商業貴族論のひとこま」(上), (下), (補論), 京都大学『経済論叢』, 123 巻, 3/4 号, 1979 年, 41-67 ページ, 124 巻, 1/2 号, 1979 年, 1-25 ページ, 125 巻, 3 号, 1980 年, 1-19 ページ。その他, 以下の作品でもこの問題が論じられている。Carcassonne, Elie, *Montesquieu et le problème de la constitution française au XVIIIe siècle*, Slatkine, 1970 (Réimp. de l'édition de Paris, 1927), pp. 223-232. Richard, Guy, *La noblesse d'affaire au XVIIIe siècle*, Armand Colin, 1974, pp. 33-41. Meyssonier, Simone, *La balance et horloge; la genèse de la pensée libérale en France au XVIIIe siècle*, Les Editions de la Passion, 1989, pp. 263-267. Larrière, Catherine, *L'invention de l'économie au XVIIIe siècle*, PUF, 1992, pp. 50-61. Roche, Daniel, *France des Lumières*, Fayard, 1993, pp. 367-376. また, 川出良枝はコワイエの商人貴族論に先行する議論としてアベ・ドゥ・サン・ピエールの作品を挙げ, 分析している。川出良枝『貴族の徳, 商業の精神—モンテスキューと専制批判の系譜—』東京大学出版会, 1996 年, 118-148 ページ。

- (10) 経済的関心の高まりについていえばフランス初の経済専門誌である『ジュルナル・エコノミーク』が創刊されたのは 1751 年だし, 1750 年代には従来の雑誌も経済関連作品に記事を割くことが多くなっている。この点については津田内匠「1750 年代のフランス経済学の動き—“Economistes” 直前の Economistes—」, 『一橋大学社会科学古典資料センター Studies Series』no. 1, March 1982. またこうした動きの中心にいたのは商業監督官ヴァンサン・ドゥ・グルネだが, コワイエはグルネに近い人物である。津田によればコワイエはグルネの未発表のメモワールで示されている数字を自らの作品で利用している。*Traité sur le commerce de Josiah Child et remarques inédites de Vincent de Gournay*, éd. par T. Tsuda, Kinokuniya, 1983, pp. 460, 484. また, 『商人貴族論』の執筆自体がグルネの示唆による, との見方もある。Meyssonier, *op. cit.*, p. 265.
- (11) *Noblesse commerçante*, pp. 5-8. *La noblesse ramenée à ses vrais principes*, pp. 1-8. *Journal de commerce*, janvier 1759, avertissement. などは商業の重要性を強調するとともに, 関連する著作が増加していることを指摘している。また, この論争においてイングランドを意識した箇所, 貧乏貴族を問題とした部分は枚挙に暇がない。とくにイングランドへの対抗意識については, この論争の開始後まもなく七年戦争が始まることでますますその重要性が増していった。

第 1 節 特権喪失法と商業の名誉

貴族特権喪失法の起源は不明である⁽¹⁾。おそらく貴族が商業や肉体労働一般に従事しないことは社会的な慣習だったのであり, 法によって規制することではなかった。このためこの法に関する王令も, 特権喪失に当たる行為を確認する, あるいは適用範囲の緩和を定める内容となっている。

ひとくちに貴族特権を奪うとはいっても, 新興貴族と血統貴族とは扱いが異なる。ロワゾと並んで身分制社会の理論家としてしばしば参照されるドゥ・ラ・ロックは「血の権利」を強調し, この法によって失うのは貴族特権に過ぎず, 貴族身分は決して奪い得ない

と主張するが⁽²⁾、それは四代以上続いた血統貴族 (noblesse de race) に関してである。貴族身分を手に入れてから四世代を経過していない新興貴族 (anobli) は身分それ自体を失うとされていた⁽³⁾。また、一度、貴族特権を剥奪されても、本人あるいは子孫が法によって禁じられた職業を捨て、再び貴族として生きようになった場合、彼らは王権から回復状 (lettre de réhabilitation) を取得することでもとの特権を取り戻すことができた。もちろん、身分それ自体を奪われた新興貴族は事情が別だ。彼らが貴族に戻りたければ、あらためて貴族身分を獲得することが必要だった。

また、何が特権喪失に当たるかについても、一貫した論理を把握することは簡単ではない。窃盗などの不名誉な行いや、王への反逆といった政治的な罪を別とすれば⁽⁴⁾、対象となる行為は平民が行う職業、営利を目的とした仕事であるとされるが、領主として土地耕作に従事することは差し支えない。しかし、4 シャリュ (charrues) を越える広さの土地は自ら耕してはならず、借地に出すことが求められる⁽⁵⁾。逆に貴族が土地を借りて経営することは原則的に禁止だが、王領地や王族の土地を借りることは認められる。土地経営の延長として領地内の地下資源、木材を利用した製鉄業は許される。むしろ製鉄業は貴族がもっとも積極的に進出した分野であり、18 世紀後半のその発展は貴族が担ったとされている⁽⁶⁾。さらに肉体労働は禁止という原則にも関わらずガラス製造は例外である。それどころかガラス製造は貴族の仕事という見方さえ存在し、とくにシャンパーニュではその傾向が強かった。ドゥ・ラ・ロックはこの仕事に携わることで貴族身分を与えられるとする誤解が広がっていることに警告を発しているほどだ⁽⁷⁾。自由業、法律業になるとますます定義は曖昧である。医者はいいが、床屋を兼ねた外科医は禁止、しかし床屋を兼務していなければ特権喪失には当たらない。薬剤師も原則は禁止だが、博士の資格を持っていれば可能。印刷業はかつては許されたが、後に禁止。絵を描く、彫刻を作ることはよいが、それを商売にすることは不可。代訴人も禁止だが、会計法院の代訴人は例外。裁判所書記も領主裁判所は不可だが、王立裁判所であれば可能⁽⁸⁾。極めて複雑である。これでは貴族たちが特権喪失の対象となる職業を正確に把握していたとは思えない。法に触れたとして告発された貴族がしばしばこれを不服として訴訟を起こしたのも当然だろう。王権が定める細かな線引きは法律家の間でも論議的となっていたのであり、貴族たちが理解していたとは考えにくい。

また、本論のテーマである商業は特権喪失法の適用対象の重要な柱だが、これに関してもアンシャン・レژیーム社会の常として、地域によって異なる慣習がこの法の全国への適用を妨げていた。たとえばノルマンディ、シャンパーニュではこの法は厳格に適用されてはいなかった⁽⁹⁾。リヨンでも市の行政官は貴族身分を取得しても商業を続けることができたし、マルセイユの貴族も例外扱いとされていた。ルイ 14 世のもとで偽貴族を摘発する「貴族改め」⁽¹⁰⁾が実施された際、かつて海上貿易に従事していたことを理由に多くの貴族が告発されたが、その際、マルセイユ貴族の立場を代弁するために執筆された『マルセイユにおける貴族の商業および彼らが 100 年前に名乗っていた商人貴族という資格について』

によれば、マルセイユ貴族が海上貿易を行っても特権喪失法の適用を受けないことは1566年のシャルル9世の公開王状により認められており、その後の王権もこの王令を確認しているという。著者マルシェティはここで、マルセイユでは土地が狭く不毛であるため、海上貿易が貴族の経済的基盤を支えるために不可欠であること、彼らが行うレヴァント貿易はフランス王国にとって多大な利益をもたらしてきたこと、そして、こうしたマルセイユの慣習は貴族が海上貿易に従事するイタリアの諸都市の慣習に準じたものであり、地理的環境がイタリアに近いマルセイユはフランスの他の地域とは異なる扱いがされるべきこと、そして何より、各地方の慣習法は重視されるべきことを力説している⁽¹¹⁾。

しかし、例外としてとりわけ有名なのはブルターニュである。この地方では慣習法第561条の規定により、貴族が商業に従事している間、その身分は眠っている (*La noblesse dormante*) とされる。その間は平民に課せられるタイユの支払い義務が生じるし、相続に関しても長子を極端に優遇する貴族的相続は行われない。帯剣も禁じられる。そのため、実質上は身分特権を失うこととあまり変わりはないのだが、ブルターニュ貴族はそうは思っていなかった。実際、彼らは商業をやめれば、回復状を得ることなく貴族に復帰することができた。従来の権利を完全に回復するには、商業をやめ、貴族としての生活に復帰することを法廷で宣言し、外してあった剣を再び身に帯びるだけで足りたのである。この「眠る貴族身分」という概念はブルターニュ以外には存在しない。このことからブルターニュ人は自分たちを、商業を禁じられたフランス貴族と、自由に商業に従事するイングランド貴族の中間に位置するものと考えていたという⁽¹²⁾。

このように、特権喪失法は適用される対象や範囲において一貫性を欠いているうえ、新興貴族の場合は身分そのものを奪われること、また、回復状により失った特権を取り戻せることなどを考慮すれば、特権喪失法という訳語を当てるのが適切かどうかも疑問である。しかし、回復状の申請が事実上、王権により拒否されることは稀であったとしても、ブルターニュ貴族を除けば自動的に身分を回復できたわけではないし、何よりもこの法に抵触することで貴族はタイユを課せられ、事実上、平民と同じ扱いを受けるのである。これは貴族にとっては屈辱であった。さらに仲間の貴族たちからも同輩として扱われなくなる、という恐怖は、商業は卑しく、貴族には相応しくないという偏見と相まって、商業に携わることをためらわせるのに十分な理由だったと思われる。しかし、王権は商業に関してこの法を緩め、貴族による商業を促す方向へと動き出すことになる。

初めてこの法を緩和し、貴族に海上貿易を許したのは1462年にルイ11世が発した王令だが⁽¹³⁾、それにより貴族の商業参加が一挙に進んだわけではない。フランソワ1世は逆に特権喪失法を強化しているし⁽¹⁴⁾、16世紀の王権は全体としてこの法を維持、確認している。王権が本格的に方針を転換するのは17世紀になってからである。

最初の重要な変化が見られるのはリシュリューの時代、1629年の王令によってである。この王令は1614年の全国三部会および1627年の名士会の要請に応える、という形をとっている。これらの会議で貴族は商業への参加を許可するよう王に求めていた。貴族からの

こうした要請はこれが初めてではない。先に触れた、マルセイユにシャルル9世が与えた公開王状もマルセイユ貴族の要求によるものだった。しかし、第三身分は一貫して貴族が身分特権を有したまま商業に従事することに強く反対しており、それが王権が特権喪失法を緩和することをためらうひとつの原因になっていた。1614年の三部会でもやはり第三身分代表は貴族の商業に反対したが、リシュリューは商業の育成のため、貴族の参入を許す方向に踏み出す。王令は、貴族は海上貿易を行っても特権を喪失しないことだけでなく、200から300トンクラスの船を用いて5年以上商業に従事している商人は仕事を続けている間、貴族特権を享受できること、また該当する商人が死亡した後も、それに従事していた期間が15年を越え、なおかつ未亡人あるいは子供がその仕事を続ける場合は彼らにも貴族特権を認めることを定めている⁽¹⁵⁾。「商業に携わる人々を称揚し、名誉を与えることがわれわれの意図である」との一文が示すように、この王令は、貴族に商業への参加を認めると同時に、大規模な商業を長年に渡って続ける商人に貴族特権を与えることで商業そのものの社会的地位を向上させ、それによって多くの資本と人材を商業に振り向け、その発展を実現することを目指している。

ルイ14世の親政期にはいり、コルベールが経済政策の中心となると、この方向はいっそう強化された。1669年に公布されたサン・ジェルマン・アン・レイの勅令は、国家にとっての商業の重要性和有益性を謳い、ブルターニュやリヨンの例を示し、さらに、1664年に設立されたインド会社には身分を問わず参加できることを確認した上で、いまだにすべての商業が身分特権を奪うとする偏見が消えていないことを遺憾としている。そしてこうした偏見の一扫が王の意図するところだとし、海上貿易は貴族特権に抵触しないとあらためて宣言している⁽¹⁶⁾。

しかし、こうした王権の努力はすぐには実を結ばなかったようだ。商業参加への許可を求めたのが貴族であったとはいえ、それは困窮する貴族に経済的基盤を与えるためであり、こうした要求を行った貴族身分の代表たちがすぐにも商業に乗り出そうとしていたわけではない。富裕な貴族はまだ土地や官職への投資という伝統的な方法を好んでいたし、何よりも商業に対する偏見はとりわけ地方の中小貴族の間で根強かった⁽¹⁷⁾。このため、ルイ14世は1701年になって再び、貴族に商業への参加を促す勅令を発する。そこでは海上貿易に留まらず、陸上での商業であっても小売り以外はすべて許可されると同時に、貴族が商業を行う場合は、同業者組合に入る必要がないことが明記された⁽¹⁸⁾。同業者組合に加入し、その規則に拘束されることを貴族は強く嫌っていた。もちろん、同業者組合側はこうした措置に不満であったが、王は貴族が商業に従事するための心理的な障害を取り除く姿勢をはっきりと示すことで、自らの意図を明らかにしている。

こうして、法律上は、貴族は小売り以外の商業には自由に従事できることになった。しかし、貴族はもちろん、第三身分の間でも貴族は商業に携わるべきではない、とする偏見は容易には消えなかったようだ。王権が1716年、1724年、1727年と繰り返し、1669年および1701年の勅令を確認し、貴族に商業をあらためて奨励する王令を出していること

自体、政府の思惑通りには事態が進まなかったことを示している。確かに、18世紀には徐々に商業に投資する貴族が増えていったとはいえ、貴族の商業活動は多くの場合、匿名の陰に隠れて行われた。逆に、代理人を立てることで密かに禁じられている小売りを行う貴族も登場した。1721年、ドゥ・ラ・フォルス公爵は他人名義で香辛料や中国製の陶器などを売る店を開いていたことが発覚し、告訴される。公爵は法廷で一貫して容疑を否認し続け、今後は誤解を受けるような振る舞いを慎むよう命じられるに留まったが、彼に対する制裁は法的なものではなく、むしろ社会的なものだった。事件が明るみになった途端、公爵を風刺するエピグラムやカリカチュアが出回り、貴族仲間は彼を薬屋と嘲り、背を向けた。兄弟の一人はドゥ・ラ・フォルスという名前を捨てるとさえ宣言した⁽¹⁹⁾。こうした激しい非難は小売業が1701年の勅令でも禁止されているという点だけからでは説明できない。この事件は、貴族が商業を行うこと自体に対する偏見がいかに強固なものであったかを示す格好の例である。

王権が商業の社会的地位を向上させるために取った政策は、貴族に商業を許すことだけではない。1629年の王令からも明らかのように、大規模商業を行ういわゆるネゴシアンの中でとりわけ有能な人物に貴族身分を与えることも、王権の商業振興策のもうひとつの柱である。貴族身分を持つものが増えることは一概には望ましいことではない。彼らはタイユを免除される以上、貴族の増加は課税対象者の減少を意味する。財政難に苦しみ続ける王権にとってそれは避けたい事態であったが、それ以上に王権は、貴族身分を伴う官職の購入により貴族となった商人が、特権喪失法の適用を恐れると同時に、土地に基盤をおく貴族的な生活への憧憬から、商業をやめてしまうことに危惧を抱いていた。そのため王権は、官職購入に加えて、商業それ自体を貴族身分を手に入れるための手段として位置づけるとともに、商業を名誉ある仕事とすることで貴族身分取得後もネゴシアンが事業を継続することを狙ったのである。1756年『メルキユール・ドゥ・フランス』に掲載された財務総監セシエルの手紙はこうした意図を明瞭に示している。彼はここで貴族身分を得た後、商業から手を引いてしまう商人が多すぎると嘆き、政府は生まれながらの貴族であれ、官職購入による貴族であれ、商業に従事することを望んでいるとしたうえで、こう続ける。

「親子代々200年に渡って商業を営んできたノルマンディのある家に貴族身分叙任状を与えることで、この件に関する自らの意図をお示しになったばかりの国王陛下は、同様に長く誠実にこの職を続けるものには同じ特権をお授けになるつもりです。というのも、外に対しては富と国力を増し、内に関しては幸福を増大させるこの職業ほど国家にとって有益かつ貴重なものはない、と確信しておられるからです。」⁽²⁰⁾

しかし、貴族身分を手に入れることが目的であれば、富裕な商人にとっては与えられるかどうかとも分からない貴族身分叙任状を親子何代にも渡って待ち続けるより、貴族身分を伴う官職を購入する方が手取り早かった。何しろ18世紀においてこうした官職はおよ

そ 4000 以上もあったのだ⁽²¹⁾。それに王権側も、商業に名誉を与え、その社会的地位を向上させる、という目的からすれば、貴族身分の乱発はかえってその価値を下げしようというジレンマを抱えていた。稀にしか与えられないものだからこそ名誉なのであり、競争心を刺激し、第三身分の商業活動を活性化することもできるのである。また、いうまでもなく貴族身分が簡単に与えられることへの貴族たちの反発は強かった。それに財政事情を考えても、ネゴシアンに対する貴族身分授与は腰の引けたものとならざるを得ない。それでも王権は 18 世紀の半ば以降、積極的にネゴシアンに貴族身分を与える方向に進んだようだ。プロヴァンスを対象とした研究によれば、官職購入による貴族身分取得は除いて、1715 年から 1789 年までの間にこの地方で貴族身分を授与されたのは 70 名であり、そのうちネゴシアンは 14 名。この数字は司法官 25 名、軍人 19 名に比べて少ない。そのうえ 14 名のうち、商業活動が身分授与の理由とされるのは 9 名しかいないが、うち 7 名は 1750 年以降に貴族とされている。また、14 名中 12 名はマルセイユの商人だが、そのうちの 7 名が貴族に叙せられたのは 1772 年以後である⁽²²⁾。

いずれにせよ、特権喪失法の緩和とネゴシアンへの貴族身分授与という政策により王権が目指していた方向は明らかである。商業活動に名誉を与え、より多くの資本と人手をそこに投入し、経済力の増大を図ること、それが王権の狙いであった。この点ではコワイエの議論は王権の姿勢と完全に一致している⁽²³⁾。コワイエもまた特権喪失法の問題だけではなく、ネゴシアンを通商局のメンバーに加えること、外務、海軍、陸軍、宮内という四つの国務卿と財務総監に加えて通商大臣を置くこと、ネゴシアン出身者を大使に起用することといった手段を通じて商業の名誉を高め、商業に対する偏見を一掃することを強く求めている⁽²⁴⁾。しかし、そのためには特権喪失法の緩和ではなく、廃止が必要だと主張することで彼は一步前に踏み出すことになった。つまりコワイエの主張は、17 世紀以来の流れ、すなわち国政において商業政策が占める比重の増加と、それに対応するため貴族にも変化を求める動きを受けて、その方向をさらに押し進めることを目指すものだった。こうした要求に対して、変化を求められた貴族はどのように反応するのか。次節では、まず身分制と商人貴族との関係という側面からこの問題を検討しよう。

注

- (1) Zeller は貴族と農奴に二分された中世社会において農奴が行う肉体労働、次いで都市民の仕事である商業、手仕事が貴族に相応しくない卑しいものとされたとしているが、特権喪失法そのものがいつ制定されたかは論じていない。Zeller, Gaston, "Une notion de caractère historio-social; la dérogeance", *Cahiers international de sociologie*, XXII, 1957, pp. 40-74.
- (2) De la Roque, de Gilles André, *Le traité de la noblesse*, éd. par H.-M. de Langle & J. -L. de Tréouret de Kerstrat, *Mémoire & Documents*, 1994 (1678 年初出。その後多くの版を重ねた), ch. 135. また、特権喪失法に関するモノグラフを著した La Bigne de Villeneuve は、この法が定めるのは身分の喪失ではなく、一時的停止だとしている。La Bigne de Villeneuve, Marcel de, *La dérogeance de la noblesse sous l'Ancien Régime*, Sedopols, 1977 (Réimp. de l'édition de

- Rennes, 1918), p. 66.
- (3) Mousnier, Roland, *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, PUF, 3e édition, 1996 (premières éd. 1974), 2 vols, tome 1, pp. 109-111.
 - (4) ドゥ・ラ・ロックは、大逆罪の場合は血統貴族であっても身分そのものを剥奪されるとしている。De la Roque, *op. cit.*, ch. 155.
 - (5) 4 charrues とは 120 から 160 ヘクタールにあたる。Constant によれば 17 世紀におけるボース地方の貴族が所有する領地の広さは平均で 75 ヘクタールであり、この制限は事実上、貴族の土地耕作を縛るものではないという。J. M. Constant, *op. cit.*, p. 70.
 - (6) この点については、G. Richard, *op. cit.*, pp. 71-113.
 - (7) De la Roque, *op. cit.*, ch. 144.
 - (8) *Ibid.*, ch. 135-162. La Bigne de Villeneuve, *op. cit.*, pp. 83-87.
 - (9) こうした地域による差異については、La Bigne de Villeneuve, *op. cit.*, pp. 105-112. Zeller, loc.cit.
 - (10) 貴族改めについては、阿河雄二郎「ルイ十四世時代の「貴族改め」の意味」、服部春彦、谷川稔編『フランス史からの問い』、山川出版社、2000 年、49-73 ページ。
 - (11) Marchetti, abbé, *Discours sur le négoce des gentilshommes de la ville de Marseille; et sur la qualité de nobles marchans qu'ils prenoient il y a cent ans, adressé au roy*, Marseille, Charles Brebion & Jean Penot, 1671.
 - (12) こうしたブルターニュの慣習については、ドゥ・ラ・ロックも指摘しているし、多くの研究も言及しているが、とくに次の研究が詳しい。Meyer, Jean, *La noblesse bretonne au XVIIIe siècle*, Ecole des Hautes Etudes en Sciences Sociales, 2e édition, 1985 (première éd., 1966), 2 vols, tome 1, pp. 135-167.
 - (13) Zeller, G., "Procès à reviser? Louis XI, la noblesse et la marchandise", *Annales E. S. C.*, I, no. 4, 1946, pp. 331-341.
 - (14) コワイエによればフランソワ 1 世の政策はイタリア戦争のためすべての貴族を軍勢力として動員したい、という特別な事情によるものである。軍事組織が変化した 18 世紀にはそうした事情はもはや存在しないという。Développement et défense du système de la noblesse commerçante, tome 1, pp. 109-113. また Adams も、イタリア戦争の折り、陪臣招集 (arrière-ban) による貴族の動員に失敗したことがフランソワ 1 世の政策決定に影響したとしている。Adams, *op. cit.*, pp. 46-47.
 - (15) Ordonnance sur les plaintes des états assemblés à Paris 1614, et de l'assemblée des notables réunis à Rouen et à Paris, en 1617 et 1627. Paris, janvier 1629, article 452. Isambert, *Recueil général des anciennes lois françaises depuis l'an 420 jusqu'à la Révolution de 1789*, Belin-Le-Prieu, 1821-1833, 29 vols, tome 16, pp. 339.
 - (16) Edit portant que les gentilshommes pourront faire le commerce de mer sans déroger, Saint-Germain en Laye, août 1669. *Ibid.*, tome 18, pp. 217-218.
 - (17) Richard, *op. cit.*, pp. 21-25. Lévy-Brühl, loc.cit.
 - (18) Edit portant permission aux nobles, s'il ne sont magistrats, de faire le commerce sans déroger. Versailles, décembre 1701. Isambert, *op. cit.*, tome 20, pp. 400-402.
 - (19) Carré, Henri, *La noblesse et l'opinion publique au XVIIIe siècle*, Slatkine, 1977 (Réimp. de l'édition de Paris, 1920), pp. 137-140.

- (20) Lettre de M. le Contrôleur Général à M. Policard, Trésorier de France, & Négociant à Bordeaux..., *Mercure de France*, avril 1756, p. 147-150. ここで言及されている「ノルマンディのある家」とはルアンのル・クトゥ・ドゥ・カントゥル家である。
- (21) Figeac, Michel, *L'automne des gentilshommes; noblesse d'Aquitaine, noblesse française au Siècle des Lumières*, Honoré Champion, 2002, p. 297.
- (22) Cubells, Monique, *La noblesse provençale; du milieu du XVIIe siècle à la Révolution*, PUF, 2002, pp. 147-159.
- (23) こうした見解の背景に、イングランドへの対抗意識があったことは間違いない。「フランスの商業を増大させるもっとも有効な手段のひとつは、間違いなく、可能な限りネゴシアンを増やすことである。……イングランドには10,000人のネゴシアンがいるが、フランスには1,000人しかいない。」とするグルネの見解は、商業貴族を支持するものたちに共有されていた。*Traité sur le commerce de Josiah Child et Remarques inédites de Vincent de Gounay*, p. 293.
- (24) *La noblesse commerçante*, pp. 181-187.

第2節 身分制社会と商人貴族

コワイエを支持する論者はいうまでもなく、反対派の多くも商業の重要性は認めている。商業自体に敵対的な議論は、商業による貨幣の増加がもたらすインフレは商人以外の生活を困窮させる、経済発展に伴う奢侈の普及は都市の肥大化を招き、田園から耕作者を奪い、農業を衰退させるとともに人口を減らすといった内容であり、基本的には伝統的な奢侈批判の繰り返しに過ぎない⁽¹⁾。

反対派がもっとも強調するのは、貴族の商業への参加はフランスの国制の基盤を堀り崩すという点である。つまり、商人貴族は身分の混乱を招くことで身分制社会を崩壊させる、ひいてはフランス君主制を衰退させるというのである。アンシャン・レジームのフランスが理想的には聖職者、貴族、第三身分という三つの身分からなる身分制社会であり続けたことはいうまでもない。と同時に、現実にはそれぞれの身分は均質な一個の団体と呼ぶにはほど遠く、各身分の内部における差異は政治力、経済力、教養、心性、生活様式など至る所に存在しており、一方で身分の枠を越えた経済的・文化的融合が存在したこともよく知られている。そもそも、ジャック・ル・ゴフによれば12世紀にその概念が明確になった三身分制とは、当初から王権にとってのイデオロギー装置であり、現実の反映ではなかった⁽²⁾。だが、商人貴族に反対する論者は、この身分制に少しでも内実を与え、これを維持しようとする。

彼らによれば三つの身分はそれぞれ固有の機能をもつ一個の団体である。ここでは聖職者の機能は議論の対象とはならない。問題は、貴族と第三身分の機能をはっきりと区別しておくことである。ダルクの『軍人貴族論』というタイトルが象徴するように、貴族が担うとされる機能は何よりもまず軍事である。しかし、アンシャン・レジーム社会において

は、軍人である帯剣貴族と並んで、司法官職に就いている法服貴族がもうひとつの貴族の
カテゴリーを形成していたことは否定しようがない。このため、貴族を共通の任務を担う
一個の団体とするためには、司法もまた貴族の機能として組み入れる必要がある。

「貴族の機能とは一般に、そしてあらゆる尚武の国と同じくとりわけフランスでは、
君主と国民の栄光と利害を支えること、日々の労働によって国民の生活と幸福に貢献
する人々を守るために血を流すこと、そして、法の権威のもと、市民に対して裁きを
行うことである。貴族は法を維持する責任を負っている。それは君主が貴族に委ねた
主権の一部なのである。」⁽³⁾

ここでダルクは司法官の職務を「主権の一部」としているが、帯剣貴族と法服貴族を併
せて一個の団体とする議論を成立させているのは、軍事と司法はいずれも王の任務であり、
貴族はそれを王と分有しているという解釈である。貴族身分とは敵から国民を守り、同時
に国内に正義を行き渡らせるという神聖な務めを王と共に果たすために存在するのであり、
貴族身分に伴う特権を正当化するのも、この職務なのである⁽⁴⁾。法のもとで裁きを行うこ
とは、軍事と同じく貴族に相応しい仕事であり、貴族は常にこれらの機能を果たすことを
栄誉としてきた⁽⁵⁾。他方、第三身分に固有の機能とは経済活動によって富を生み出し、税
を負担することで財政を支えることである。貴族と第三身分とはその機能がまったく異
なるのであり、共通する要素はない。そして君主制とはそれぞれの身分が与えられた機能
に専念することによって成立するのであり、他の身分の機能に介入することは身分の混乱
を招くとされる⁽⁶⁾。こうした立場からすれば、貴族に商業活動への参加を要求するコワイ
エの議論は、貴族に本来の機能を放棄するよう求め、逆に第三身分が果たすべき機能に介
入することを勧めるものだった。この意味で、ダルクによれば「商人貴族」という表現自
体がフランス君主制の墮落を示しているのである⁽⁷⁾。

ただし、貴族を同一の機能を担う、第三身分とは明確に区別された団体としようとする
姿勢は社会的流動性の否定には必ずしもつながらない。もちろん、商人貴族を批判する陣
営は、総じて売官制には批判的である。王と共に神聖な職務を分かち合う地位が金で買え
ることへの不満は随所に見られる。とはいっても売官制の即時全面廃止は財政上の困難を
考えれば極めて困難であり、それを要求する論者はいない。のちに述べるように、軍の士
官ポストに関して売官制撤廃を求めるに留まる。一方、何らかの功績があった平民に貴族
身分を与えることに関しては、反コワイエ派も反対はしない。さらに、武勲に留まらず、
商業活動も貴族身分授与の理由として容認されている。戦場で生命を賭ける貴族は放置す
ればその数を減少させるため、優れた平民によって補充する必要があることも理由のひと
つだが、より重要な点は、貴族身分という輝かしい報酬を用意することで、第三身分の間
に競争心をかき立てることである。商業活動に関して言えば、傑出したネゴシアンを貴族
に取り立てることは有効な商業振興策であり、身分制の基礎を危険にさらしてまで貴族を

商人にする必要はないとされる。この意味で商人貴族には批判的な人々も、王権が推進してきたもうひとつの商業奨励策、つまり有能な商人に貴族身分を与えるという政策に関してはこれを認めているといえるだろう。ただし、実際に王権がそうであったように、ネゴシアンへの貴族身分の授与は稀であるべきだとの条件は課せられる⁽⁸⁾。さらにラ・コストは、貴族となった商人が商業から手を引くことを批判して、身分を得た後も、商業を継続することを命じるように求めており⁽⁹⁾、この点でも彼の主張は王権の姿勢と一致している。また、より積極的に、四代続けて商業に従事したネゴシアンの家系に貴族身分を与えると定めることで、事業の継続を促そうとする議論もある⁽¹⁰⁾。このように、貴族が商業に従事することには断固として反対する、その意味では17世紀以来の王権による貴族への商業奨励には否定的な人々も、経済の重要性、商業活動を活性化する必要性に関してはこれを認め、乱発は避けながらもネゴシアンに貴族身分を授与することに同意せざるを得なかった。競争心を強めるという利点を認めながらも、商人を貴族にすることは、商業においてせっかく有能だった市民を、適性を欠く仕事、すなわち軍務や司法職に就けることで、役に立たない存在にになってしまうことだと主張したガルニエはむしろ例外である⁽¹¹⁾。

一定の社会的流動性は認めながらも、各身分に固有の機能は維持することで身分制を堅持する、これがコワイエを批判する議論の中心となる主張のひとつだった。貴族とはあくまで単一の団体でなければならない。しかし、この主張は現実の貴族の多様性によって裏切られている。この点をもっとも明瞭に指摘したのはコワイエとフォルボネである。

『商人貴族論』においてはこの問題はあまり強く意識されているようには思えない。ただ、軍事と商業はいずれも重要であり、貴族は双方の任務を果たすことができる、とされているだけである⁽¹²⁾。しかし、ダルクを始めとする論者がコワイエの提案は身分の混乱、身分制の崩壊を招くと主張したことを受けて、『商人貴族論の展開と擁護』ではより明確にこの問題が論じられている。かつては貴族は富を独占し、もっぱら軍事に専念していればよかったが、そうした時代はとうに終わっている。現に軍事に携わっていない貴族は大勢いる。軍のポストも封地も、今では平民が貴族とこれを分け合っており、貴族は平民と結婚もする。また、軍人、司法官だけでなく、貴族は聖職者にも医師にも徴税官にもなっているのであり、なぜ商人になることだけが問題とされるのか⁽¹³⁾。コワイエはこう述べることで、様々な職業に貴族が就いているという事実が身分の混同を意味しないとしたら、商業への貴族の参加もまた身分制をゆるがすものではないと結論するのである。コワイエは一貫して商人貴族は身分制に抵触しないとしているが、実は彼はもはや貴族がひとつの団体であること自体を認めていない。

「全国三部会が存続していた間は、公共善をその原動力とするこの大舞台に三身分が揃って登場していたのだから、三身分の区別を明確にしておくことは重要だった。今日では貴族はバラバラの団体である。集会を持つこともなく、代表も有さず、公事への影響力もない。」⁽¹⁴⁾

軍と司法以外の多様な職業に従事している以上、貴族にはもはや固有の機能など存在しないとする議論はフォルボネにおいてさらにはっきりと現れる。彼の作品は『F氏（＝フレロン）への手紙』というそのタイトルが示すように、『文芸年鑑』の主筆フレロンに向けられたものである。『文芸年鑑』は「商人貴族」論争の最中、グルノーブル高等法院が執筆した「所見」を掲載した⁽¹⁵⁾。この「所見」は1701年の勅令を再確認し、あらためて貴族に商業への参加を促す勅令を計画していた財務総監セシエルの諮問に答えて執筆されたものである。セシエルは勅令の草案を全国の地方長官、高等法院などに送り、意見を求めた。レヴィ・ブリュールによれば、寄せられた回答は47。そのうち38は草案に賛成だった。地方長官の中には小売りも許可すべきであると主張したものもある。その中でグルノーブル高等法院はポーの高等法院と並んで、はっきりと勅令への反対を打ち出した数少ない例である⁽¹⁶⁾。フォルボネは高等法院評定官ともあろうものが、このような稚拙な議論を行うはずはない、これを高等法院の文書として掲載したフレロンは軽率である、とすることで、直接グルノーブル高等法院を批判することは避けながらも、その内容を厳しく糾弾している⁽¹⁷⁾。

グルノーブル高等法院は、軍事と司法が貴族の任務であり、身分制はフランス君主制の支えである、また、商業は平民の仕事であり、貴族が商業を行うことは身分の混同であると主張している⁽¹⁸⁾。これに対してフォルボネは身分の混同とは何か、と問う。身分の混同が市民生活において貴族と平民が混じり合うことであれば、そのようなことは今に始まったことではない。それを防ぎたいのであれば、貴族の商業ではなく身分違いの結婚を禁じるべきであろう⁽¹⁹⁾。「子供じみた尊大さのせいで混乱した想像力が生み出した身分の混同などという亡霊」はとくに消え去っている。貴族は特権を失うことなく、医師にも弁護士にも画家にもなれる。市門の関税事務所の職員にさえなっている。なぜ商人にだけはなれないのか⁽²⁰⁾。

多様なのは貴族が行う仕事だけではない。貴族になる方法自体が多様なのである。フォルボネはここで四種類の貴族を区別する。まず軍事による貴族、次に司法官職による貴族、第三に貴族身分叙任状を与えられた人々、最後は売官制によって貴族となった人々である。かつては軍事と司法が貴族を作ったにせよ、今では技芸に優れていることまでもが貴族身分を与えられる理由となっている⁽²¹⁾。もはや軍事的栄光だけが貴族の特質ではない。

「祖国の役に立つ方法はひとつしかないのだろうか。栄光にはひとつの種類しかないというのか。このふたつの表現の意味は同じだ。先人たちは祖国に役立つために様々な道を通ってきた。つまり、それぞれの貴族の力や才能に応じて、貴族身分にとって多様な職業が存在するのである。」⁽²²⁾

フォルボネにとって貴族を規定するのはもはや特定の職務ではない。言い換えれば貴族身分に固有の機能など、すでに存在しない。貴族を貴族たらしめているのは今では「肩書

き、上席権、諸特権」⁽²³⁾に過ぎない。彼らが商業活動に加わることを妨げる要因など何もないのである。

貴族が多種多様な職業に従事していることは、商人貴族論に反対する陣営にとっても否定しがたい現実であった。フォルボネへの反論を試みたガルニエは貴族は今や肩書きと特権という共通項しかないとする見解に対して、貴族を定義するのはあくまで固有の義務と任務であり、それは王の仕事である軍事と司法であると繰り返す。確かにどちらの職にも就いていない貴族は多いが、それはこの地位の数が限られているためであり、現在、軍人でも司法官でもない貴族であっても、席が空いたときにこれを埋めるために必要な予備軍なのであり、貴族にはあくまで帯剣貴族と法服貴族しかいないと主張するが⁽²⁴⁾、とうてい説得力のある議論とは思えない。

商人貴族は身分制を破壊する、という場合、貴族の多様性だけが問題とされているわけでない。これと絡んで、モンテスキューによる君主制の定義もまたもうひとつの重要な論点となっている。実際、商人貴族反対派の議論はモンテスキューに負う部分が多い⁽²⁵⁾。グリムに至っては、論争自体を下らないと断じる根拠として、この問題はモンテスキューがたった二行で片づけている、としている⁽²⁶⁾。周知のようにモンテスキューは君主制の本性のひとつとして中間的諸権力を挙げ、最も自然な中間権力は貴族であるとしたうえで、貴族身分の特権を奪えば君主制は民衆国家あるいは専制国家に変質すると論じている⁽²⁷⁾。『法の精神』以降、専制国家への墮落をいかに防ぐかは重要な政治思想上の論点となるのだが、この論争で重要なのは貴族と商業の関係である。ここでモンテスキューは貴族の商業は君主制の精神に反しており、イングランドで貴族に商業を許すという慣習は、この国の君主制を弱めるのに貢献したとしているのだ⁽²⁸⁾。コワイエを批判する論者はモンテスキューの権威を盾に、商人貴族はフランス君主制を崩壊させると主張するのである。

こうした議論が成立するのは、これもモンテスキューが君主制の原理だとした名誉心をもっとも純粋に体现するのは貴族である、という前提が存在するからである。名誉心と利害関心、あるいは軍事精神と商業精神といってもよいが、両者は対立するものであり、決して折り合わない、とする主張は18世紀フランスにおいて盛んに行われた。商業国家アテネは軍事国家スパルタに敗北し、商業精神に毒されたカルタゴは、軍事精神に貫かれたローマによって滅亡した、というエピソードが飽くことなく繰り返される。「商人貴族」論争でも、過去の商業国家の盛衰をどのように解釈すべきかをめぐってそれぞれの陣営が、場合によっては我田引水とも思える議論を展開している。しかし、過去の解釈は二次的なものである。この論争の文脈に沿って考えれば、商人貴族に反対する議論は以下のように整理できる。

君主制国家とりわけフランス君主制は名誉心を支えとして成立、発展してきたのであり、その名誉心をもっとも体现しているのは貴族である。そして名誉心とは自己の生命・財産を犠牲にして栄誉を求めることにその本質がある。一方、商業活動の目的は利益、商人を動かすのは利害関心であり、それは名誉心とは対照的な概念である。もし、貴族に商業を

許せば、貴族は利害関心に染まり、利益追求を恥としなくなり、過酷な自己犠牲を要求する軍務を嫌うようになる。商業がもたらす富は現実的な快樂だが、名誉心が目的とする榮譽は実質を欠いた一種の幻想に過ぎず、その魅力は富の前では色褪せる⁽²⁹⁾。そのため、コワイエの提案に従えば、すべての貴族が商業に走り、軍人となるものはいなくなり、フランス君主制は崩壊する。これが商人貴族に反対する論者に共通する主張だといってよい⁽³⁰⁾。

貴族に商業を許せば、名誉心は失われ、誰もが商人となるとする議論は、フランスは商業国家となることで共和国に変質するという主張に結びつく。確かにモンテスキューは先に述べたように、イングランドで貴族に商業を許したことがこの国の君主制を弱めたとする一方で、イングランドは君主制という形態の下に隠れた共和国であるとも論じている⁽³¹⁾。もちろん、彼は君主制における商業発展の可能性を否定しているわけではない。それどころか、彼によれば富の蓄積によって質素・平等への愛着、ひいては政体の原理である徳が衰える危険を抱える共和国のほうが、大規模な商業の拡大には不利な条件を背負っていると言える。逆に、フランス君主制は貴族に商業を禁じる一方で、売官制を通じた貴族身分取得の希望を与えておくことで、経済的成功と貴族身分とを結びつけ、第三身分の商業活動を活性化している。つまり、君主制国家は名誉という原理を維持しつつ、経済発展に対して開かれた政体として構想されているといってよい。ところがダルクは軍事精神に立脚すべき君主制にはそもそも大規模な商業は相応しくない、逆に商業国となりうるのは所有物の維持を目的とする共和国だけだと主張する⁽³²⁾。貴族が商業に従事するか否かの問題を越えて君主国自体が商業に相応しくない、とする議論はもはやモンテスキューとは関わりがないものだが、ダルクはモンテスキューの三政体区分をなぞる形でこうした主張を展開している。また、少し後の叙述では、共和国における富の拡大は市民間の平等を破壊し、この政体を腐敗させるというモンテスキューそのままの議論を持ち出し、結局は商業それ自体への敵意を露わにするのである⁽³³⁾。モンテスキューの権威を利用し、その議論を恣意的に解釈しながらコワイエを批判していることは明らかだ。商業自体に敵対的なダルクだけではない。全体としては商業発展の必要性を認め、海上貿易に限っては貴族の参加を認めるピラルダン・ドゥ・ソヴィニィでさえ商業精神は共和国のものだと主張し、君主制国家と商業の関係を適合的なものと見ることに反対しているのである⁽³⁴⁾。

つまり、こうした見解に従えば、コワイエの提案は、身分を混乱させ、身分制社会を掘り崩すだけでなく、フランス君主制を共和国に変質させるものであった。この批判にコワイエらはどのように答えているのか。

モンテスキューが貴族に商業を禁じるべきとしていたことは、コワイエにとって大きな障害だった。反論を浴びる前からすでにこの点を意識していた彼は、モンテスキューは貴族の商業に反対する理由を明確に示していないので真意は分からない、として批判を避けている⁽³⁵⁾。ダルクへの反論の中では、モンテスキューは晩年になって商業を高く評価するようになり、この問題に関する見解を変えたい、などという怪しげな話を持ち出し⁽³⁶⁾、ここでもモンテスキューに正面から向き合おうとはしない。また、モンテスキューの議論

を借用しただけともいえるグルノーブル高等法院の「所見」を批判したフォルボネも、モンテスキューの名を挙げることはしない⁽³⁷⁾。すでに示したグリムの発言といい、いかにモンテスキューの権威が大きなものであったかが分かる⁽³⁸⁾。結局、コワイエらはモンテスキューに触れることなく、商人貴族と身分制、君主制の関係を論じることになる。

コワイエは貴族に商業を許せば全員が商人になってしまうという反論を予想していたようだ。そもそもコワイエは商業は貧しい貴族に新たな経済的基盤を与えるという点を議論の出発点にしている。彼によれば、商業によって一定の富を得れば、貴族は士官ポストを得て軍人になる。あるいは自らは商業に従事した父親も息子は軍人にしようとする。貴族は常に軍人であることを好むものであり、全員が商業に走るなどあり得ない、という⁽³⁹⁾。また、商業を名誉ある仕事にすることを要求しながらも、コワイエは、その名誉は軍人や司法官の名誉ほどには貴族を惹きつけないので、その点でも商業は、軍や司法官職に就けない貴族が富を獲得する手段として利用するに過ぎない、としている⁽⁴⁰⁾。つまり、貴族は軍や司法官職といった貴族本来の職務に就くグループと、そうした地位を目指しながらも、まずは商業に従事することで貧困を克服しようとするグループに分かれることになる。貴族はもはや単一の団体ではないことを前提にするコワイエやフォルボネにとって、このように貴族を事実上二分することには何の問題もなかった。もちろん、反対派にとっては貴族全員が商人にはならないとしても、貴族という団体の単一性を否定する見解自体が認め難いものだったことは言うまでもない。

貴族がこぞって商人になることはありえない、一定数の貴族は軍人、司法官という名誉ある地位に就き、名誉心を体現し続けるとすれば、君主制の原理が揺らぐこともないことになる。国制とは主権がどこにあるかによって区別される、そして民主制とは主権が人民にある国制を指すとしたうえで、フォルボネはこう問う。「貴族に商業の自由を認めることと、立法権を人民の団体がもつことの間にどんな共通点があるというのか。」⁽⁴¹⁾つまり、すでに貴族が同一の機能を担う単一の団体であることをやめて多様化し、様々な仕事に従事している以上、いまさら商業に参加したからといって貴族という存在に実質的な変化は何も生じないとするコワイエやフォルボネの見解に従えば、一部の貴族が商業を行うかどうかは、君主制の原理とは関わりのないことである。そもそもコワイエにとっては、統治形態とは関わりなく、あらゆる近代国家にとって商業の発展は重要な政策課題であり、商業の発展と統治の本質は無関係なのである。商業はどんな国家にも適している⁽⁴²⁾。

また、君主制には名誉心という原理が必要であることは、商業精神を一切排除することを意味しない。とくにフランスのように巨大な国家では複数の精神が同時に存在することは可能だし、必要である。さらに商業精神が軍事力を弱めるとする議論にも根拠はない。商業精神が教えるのは、節度、誠実、無為への嫌悪であり、そこには有害なものは何もない⁽⁴³⁾。それに利害関心は商人だけの特質ではない。軍人にしても利益を横目で睨みながら出世を望んでいる。中尉が大尉に昇進し、中隊長になりたがるのは、単に名誉のためだけでなく、より高額な年俸を得たいからである⁽⁴⁴⁾。しかも、コワイエは軍人が利益を求め

ることを何ら咎めるべきことではないという。

「右目で月桂樹を見つめながら、左目で黄金の小枝を視野におく。それですべてがうまくいくのだ。統治という巨大な機械においては、個人的な利益を伴わずに公共善を実現することはできない。財産と歩みを共にしない徳は前には進めない。」⁽⁴⁵⁾

コワイエにとって利害関心を一切排除し、自己犠牲に基づく名誉心だけを指針として生きることなど、もはや幻想に過ぎない。経済的に困窮し、富の必要性を強く感じながら、商業は貴族の名誉を汚すという偏見に執着する貴族は、いわばこの幻想に囚われたままなのである。

しかし、コワイエらの議論には奇妙なパラドックスが存在する。同一の機能を担う単一の団体としての貴族という言葉説を否定し、商業に対する貴族の偏見を一掃することを求め、そのために特権喪失法の廃止を要求したコワイエの目的は、商業という職業を名誉あるものにするすることで、より多くの資本と人材を投入することだった。しかし、貴族に商業を許せば、すべての貴族が商業に走るとの批判に対しては、軍事を好むという貴族の特性は不変であり、商業に従事するのは貧しい貴族に限られるとしている。このふたつの議論は、貴族の偏見、すなわち軍事的栄光を好み、商業を嫌うという偏見の強さに関して、真っ向から対立するものだ。一掃を目指すはずの偏見の根強さを前提に反論する、という奇妙な構造になっている。この点ではダルクらの議論の方が一貫している。彼らは終始、名誉心という貴族の偏見は実質を欠く幻想に過ぎず、富の魅力には対抗できず、その前では消え去ってしまう、としていた。名誉心という偏見がもろいものと認めれば、身分の混同を招くという批判、名誉心を原理とする君主制を危険にさらすという批判をかわすことが難しい。モンテスキューの議論を正面から取り上げること避けたのも、その名声を思えば彼を敵に回すことが得策ではないという判断にもよるのだろうが、コワイエは、商人貴族論を国制論に結びつけること自体を回避しようとしているように見える。単一の団体としての貴族を否定しておきながら、彼は貴族身分および貴族特権への批判は一切行わない。コワイエやフォルボネが身分制社会はその内実を欠いた制度だと認識していたことは間違いない。しかし、彼らは身分制や名誉心という君主制社会の根幹を批判しようとはしない。貴族の偏見に対する一見矛盾するかのような態度は、彼らが自らの議論を突き詰め、その論理的帰結にまで至ることを避けたことに由来するのであろう⁽⁴⁶⁾。

国制と商人貴族に関わって議論の対象となるもうひとつの大きなテーマはイングランドである。商業の発展と国制とは無関係だとするコワイエらにとって、イングランドが君主国であろうと共和国であろうと、その経済力と海軍力はフランスにとって脅威であり、また、見習うべき手本だった。このため、イングランドとフランスでは国制が違う、イングランドは混合政体であり、フランスは君主制である⁽⁴⁷⁾、あるいはイングランドは島国で、海を活動の舞台とするしかない⁽⁴⁸⁾、ゆえに手本とする必要はないといった議論はコワイエ

にとって意味をなさない。逆にコワイエが強調するのはイングランドに対する経済的な遅れの深刻さと、経済力が軍事力の支えであるという事実である。イングランドは商業の発展によって海外市場を獲得することで、農業の振興に成功し、かつての穀物輸入国は今では輸出国に転じている。また、海運業、植民地開発いずれの面でもフランスは大きく遅れを取っており、膨大な富がイングランドに流出している⁽⁴⁹⁾。さらに海軍力におけるフランスの劣位は明らかだ。コワイエによれば、近代の戦争ではますます海戦の重要性が増しており、海軍の維持、増強には巨額の費用がかかる。そして、このための費用を生み出してくれるのは商業しかない。さらに、商船で航海の訓練を積むことは、優れた海軍士官を育成する有効な方法である⁽⁵⁰⁾。つまり軍事力は今や経済力に比例しているのであり、「貿易バランスと国力のバランスはもはやひとつのもの」⁽⁵¹⁾なのである。

こうした危機感に対し、商人貴族反対派のイングランド観は現実感覚を欠いたものに見える。見習うべきとされるイングランドでも実は商業を行う貴族は多くはない、あるいは商業を行う貴族は尊敬されていないなどとして⁽⁵²⁾、事実上、イングランドにおける商業の社会的地位を低く評価する意見はまだしも、商業精神に染まったイングランドなど恐れるに足りない、イングランド海軍は大した脅威ではないとする議論⁽⁵³⁾になると、その後の結末を知っているわれわれとすればあきれるしかない。コワイエとしては反論する気にもならなかっただろう。しかし、この論争とほぼ同時に開始された七年戦争はまだ継続中であり、インドと北アメリカからの撤退という大きな痛手を負ってフランスが敗北することを当時の人々が知るはずもない。まして緒戦ではフランスは一定の戦果を挙げていた。その意味では、こうした強気の姿勢は七年戦争前半の高揚した気分を表しているとはいえるだろうが、しかし、経済力と軍事力、商業と海軍との関係については、コワイエとの認識の相違はあまりに大きいといわざるを得ない。

ダルクらは経済力と軍事力の関係を切断し、軍事力の基盤をもっぱら戦場での栄誉を目指す貴族の名誉心に頼り、経済活動は第三身分に委ね、貴族がそこに関与することを拒否した。彼らにはそれがフランス君主制を維持するということだったのである。しかし、商人貴族反対派にとっても現状は満足できるものではなかった。軍人でも司法官でもない多くの貧しい貴族の存在は、商人貴族を擁護する人々にとってと同じく、彼らにとっても解決を迫られている問題だったのである。

注

- (1) *La noblesse militaire*, pp. 39-45. *Nouvelles observations sur les deux systèmes*, pp. 7-11. *La noblesse telle qu'elle doit être*, pp. 25-36. など。またダルクはフランスの商業自体が限界近くまで成長しており、これ以上の発展は望めないとも主張しているが、こうした議論はコワイエに激しく批判されたばかりでなく、反コワイエ派にもこれに同調するものはいない。*La noblesse militaire*, pp. 120-124. ダルクは1758年には、繁栄した商業国は必ず奢侈により腐敗し、没落するという主張を、古代国家を例に延々と論じる作品を書くことになる。*Histoire*

- politique du commerce & de la navigation des peuples anciens et modernes*, Amsterdam & Paris, 1758.『軍人貴族論』には好意的だった『文芸年鑑』や『トレヴー』もこの作品はまったく評価していない。*L'année littéraire*, 1758, tome II, pp. 243-254. *Mémoires de Trévoux*, octobre 1759, vol. I, pp. 2310-2341.
- (2) Le Goff, Jacques, "Note sur société tripartite, idéologie monarchique et renouveau économique dans la chrétienté du IXe au XIIe siècle", *Pour un autre moyen âge; temps, travail et culture en Occident*, Gallimard, 1977, pp. 80-90.
- (3) *La noblesse militaire*, pp. 37-38.
- (4) *Nouvelles observations sur les deux systèmes*, pp. 16-20.
- (5) *La noblesse ramenée à ses vrais principes*, pp. 94-95.
- (6) *La noblesse militaire*, pp. 31-36.
- (7) *Ibid.*, pp. [1]-6.
- (8) 有能なネゴシアンに対して稀に貴族身分を与えることを認める論者は多い。商業の重要性に対して否定的なダルクですら例外ではない。*Ibid.*, pp. 118-119. その他, *Nouvelles observations sur les deux systèmes*, pp. 49-52. またヴァント・デ・ペンヌは諸身分を「分割 (diviser)」するのではなく「区別 (séparer) する」ことを求め、貴族身分の乱発は戒めながらも、競争心を高め商業活動を活性化する意義を認めている。*La noblesse ramenée à ses vrais principes*, pp. 210-213.
- (9) *Lettre de M. D****, pp. 45-47. 逆にフレロンは貴族身分を得た商人が事業から手を引くことで他の商人にとって成功のチャンスが増すとしているが、こうした見解も商業の活性化への反対を意図したものではない。*L'année littéraire*, 1756, tome IV, pp. 80-83.
- (10) *Le commerce ennobli*, pp. 28-32.
- (11) *Le commerce remis à sa place*, pp. 15-18.
- (12) *La noblesse commerçante*, pp. 32-33.
- (13) *Développement et défense du système de la noblesse commerçante*, tome 1, pp. 79-97.
- (14) *Ibid.*, tome 1, p. 92-93.
- (15) "Observations sur un projet d'Edit, &c.", *L'année littéraire*, 1756, tome II, pp. 51-58.
- (16) Lévy-Bruhl, loc.cit. 草案に賛同する意見が多かったにも関わらず、セシエルは勅令の発布を見送った。レヴィ・ブリュールはその原因を同業者組合の反対と、貴族の商業への偏見を考慮すれば効果は期待できないと判断した点に求めている。
- (17) フォルボネの戦術を真に受けたのか、『トレヴー』もこの文書がグルノーブル高等法院の手によるものかどうかは疑わしいとしている。*Mémoires de Trévoux*, juillet 1756, tome III, p. 1805. また、誹謗されたフレロンはもちろんフォルボネに反論している。*L'année littéraire*, 1756, tome IV, pp. 73-91.
- (18) グルノーブル高等法院の見解はモンテスキューからの引き写しといってもよいものである。この論争におけるモンテスキューの権威の利用についてはのちに触れる。
- (19) *Lettre à M. F.*, pp. 32-34.
- (20) *Ibid.*, pp. 53-56.
- (21) *Ibid.*, pp. 13-20.
- (22) *Ibid.*, p. 26.
- (23) *Ibid.*, p. 24.

- (24) *Le commerce remis à sa place*, pp. 7-11.
- (25) カルカッソヌによれば、モンテスキューの名声が伝統的見解に力を与えたとされる。
Carcassonne, *op. cit.*, p. 232.
- (26) *Correspondance littéraire*, tome 4, 15 décembre, p. 58.
- (27) Montesquieu, *L'esprit des lois, Œuvres complètes*, éd. par Roger Caillois, Paris, Gallimard, 1949-1951, 2 vols., tome 2, Livre 2, ch. 4.
- (28) *Ibid.*, Livre 20, ch. 21.
- (29) ダルクは名誉心を「偏見に基づく勇気」と呼び、それこそが貴族が体現すべき軍人としての資質であるとする。*La noblesse militaire*, pp. 56-59.
- (30) ダルクが最初に主張したこうした議論は、*Lettre à l'auteur de la noblesse commerçante*, pp. 28-29. *Le commerce remis à sa place*, pp. 21-25. *Nouvelles observations sur les deux systèmes*, pp. 143-145. *Observations sur la noblesse et le Tiers-Etat*, pp. 5-9, 109-112. などでも繰り返される。
- (31) Montesquieu, *op. cit.*, Livre 5, ch. 19.
- (32) *La noblesse militaire*, pp. 13-19.
- (33) *Ibid.*, pp. 28-31. 商業発展そのものへの否定的な判断をモンテスキューの政体論を拠り所に正当化するという論法はガルニエにも見られる。*Le noblesse remis à sa place*, pp. 28-30, 49-53.
- (34) *L'une et l'autre ou la noblesse commerçante et militaire*, pp. 11-15.
- (35) *La noblesse commerçante*, pp. 113-116.
- (36) *Développement et défense du système de la noblesse commerçante*, tome 1, pp. 149-152.
- (37) 逆にフォルボネを批判するガルニエは、モンテスキューに忠実であることをグルノーブル高等法院の見解の正しさの根拠としている。*Le commerce remis à sa place*, pp. 5-6.
- (38) 論争を通じて、モンテスキューの主張は根拠が薄弱であるとしてはっきりと批判したのは『トレヴー』だけである。*Mémoires de Trévoux*, mars 1756, pp. 732-733.
- (39) *La noblesse commerçante*, pp. 21-32.
- (40) *Développement et défense du système de la noblesse commerçante*, tome 2, pp. 167-170. 次の作品もフランス人の名誉心の強さを強調した上で、まったく同じ見解を示している。*Le conciliateur ou la noblesse militaire et commerçante*, pp. 38-41, 52-57.
- (41) *Lettre à M. F.*, p. 26.
- (42) *Développement et défense du système de la noblesse commerçante*, tome 1, pp. 65-73.
- (43) *Ibid.*, pp. 63-65. *Lettre à M. F.*, pp. 56-63.
- (44) *Développement et défense du système de la noblesse commerçante*, tome 1, p. 145. ペズロルも剽窃といってよいほどに同じ見解を繰り返している。*Le conciliateur ou la noblesse militaire et commerçante*, pp. 65-66.
- (45) *Développement et défense du système de la noblesse commerçante*, tome 1, p. 145.
- (46) この問題に関して、Larrière はコワイエが君主制の枠を越えない点を強調し、ロシュはコワイエの議論が事実上、君主制の基盤に抵触するものであることを指摘している。Larrière, *op. cit.*, p. 157. Roche, *op. cit.*, p. 375.
- (47) *La noblesse militaire*, pp. 24-28. *Le commerce remis à sa place*, pp. 28-30. *La noblesse ramenée à ses vrais principes*, pp. 8-14.
- (48) *La noblesse telle qu'elle doit être*, pp. 20-25.
- (49) *La noblesse commerçante*, pp. 64-65, 95-103.

- (50) *Ibid.*, pp. 1-4, 151-156. *Développement et défense du système de la noblesse commerçante*, tome 1, pp. 65-68. 実際に当時のフランス海軍の欠点として士官の経験の欠如と財政不足が指摘されている。Taillemite, Etienne, "Forces et faiblesses de la marine royale de Louis XIII à Louis XVI", *Etudes sur l'ancien France; offertes en homage à Michel Antoine*, éd. par Bernard Barbiche et Yves-Marie Bercé, Ecole des Chartes, 2003, pp. 418-431.
- (51) *La noblesse commerçante*, pp. 58-59.
- (52) *Nouvelles observations sur les deux systèmes*, pp. 26-33. *Observations sur la noblesse et le Tiers-Etat*, pp. 84-88.
- (53) *La noblesse militaire*, pp. 207-210. *Lettre à l'auteur de la noblesse commerçante*, pp. 34-35. *La noblesse ramenée à ses vrais principes*, pp. 140-146. 中にはイングランド海軍は強くても陸軍は弱体であるため、ブリテン島に上陸してしまえば勝利は疑いない、とする意見もある。*Nouvelles observations sur les deux systèmes*, pp. 140-142.

第3節 貧乏貴族の救済

貴族に商業への参加を求めるコワイエの提案は、フランスには貧しさゆえに軍人にも司法官にもなれず、田舎の小さな領地にしがみつки、いずれは没落するしかない多くの貴族が存在している、という前提に立つものである。コワイエは貴族の困窮を強調する。荒れ果てた領地は耕されないままに放置され、家畜もおらず収穫も望めない。そのわずかな土地も債権者に差し押さえられようとしている。子供たちは教育も受けられず、着るものもない。こうした状況では特権などもはや何の役にも立たない⁽¹⁾。こうした惨めな境遇から彼らを救ってくれるのは商業だけだ。

「過酷な運命に苦しむフランス貴族たちよ。……諸君の妻は恥ずかしくない暮らしを求めている。諸君の子供たちは教育と職を必要としている。こうした神聖な義務を果たすのに必要な宝が、先祖の遺灰をかき回していれば見つかると思うのか。……商業によって諸君の妻子にとっての神となり給え。」⁽²⁾

コワイエによればそもそも貴族全員が軍人になることは始めから不可能だった。彼は貴族の人口を36万人、平時の軍の規模を22万、うち貴族が就く士官ポストは1万5千、最大規模の軍を擁したルイ14世時代でも戦時に軍は50万、士官ポストは3万と見積もっている。つまり30万人以上の貴族が余ることになる⁽³⁾。貴族は軍以外に職を求めるしかないである。もちろん、コワイエが挙げる数字を批判する論者もいる。アレス・ドゥ・コルベによれば貴族の家は4万を越えないという。この場合、一家につき5名としても貴族人口は20万人に満たない。また、ヴェント・デ・ペンヌによると貴族人口は10万人を超えない。しかもこの数字には女性、子供、老人も含まれており、それを考えれば貴族は決し

て余ってはいないという⁽⁴⁾。確かにコワイエは36万という数字を挙げながら、それが成人男性の数だけではないことに触れようとしな。軍人になれる貴族はほんのわずかしかないとする彼の議論には誇張が含まれているといい。だが、それ以上にこうした対立の根底には、軍に地位を得られない貴族が多い、という点を強調したいコワイエと、貴族は軍人であるべきだとする反対派の思惑の違いがある。当時の人々はもちろんのこと、現在でも18世紀における貴族人口に関して確かなことは分からないのである⁽⁵⁾。

しかし、貧しい貴族が多く存在したことは間違いないようだ。もちろん、貧困であるかどうかに絶対的な基準はない。ジャン・メイェールは貧困とは相対的なもので、貴族の貧困と農民の貧困は異なることを強調する。農民であれば300リーヴルの年収があれば「ゆとりのある生活」といえるが、貴族なら最低1,000リーヴルは必要だろう。それでもメイェールは貴族が自分たちは困窮しているという意識を持っていたことは認めている。また、18世紀には貴族の生活費が高騰したこと、長子を優遇する相続制度のため次子以下は財産をわずかししか得られなかったこと、また軍人にも専門知識の習得が要求される傾向が強くなり、教育費が増大したことを指摘している⁽⁶⁾。貴族にも課されるカピタシオン台帳を用いた研究は、年収により貴族を5つのランクに分け、年収1,000リーヴル以下を「貧しい」としたうえで、その割合は貴族全体の20パーセントにのぼるとしている⁽⁷⁾。また、ボーヴェでは109人の貴族のうち年収が1,000リーヴル以上2,000リーヴル以下が70人、500リーヴルが23人いる。後者の収入は田舎司祭より低い。さらにオート・オヴェルニュでは貴族の3分の1は300から500リーヴルの年収しかない。これは農民と大差ない⁽⁸⁾。アキテーヌでは経済活動の中心地であるボルドーを除く地域で、貴族の60パーセントが年収3,000リーヴル以下、800リーヴルに届かない貴族もおおよそ15パーセントに達する⁽⁹⁾。一般にこうした貧乏貴族は領民からの敬意も失っていたという⁽¹⁰⁾。

もちろん、理論的には富裕であることが貴族の条件ではない。しかし、貧困が貴族身分を奪うことはないとするドゥ・ラ・ロックでさえ、富は貴族身分を維持するための手段であり、富を持たない貴族は軽蔑されるという事実は認めている⁽¹¹⁾。実際、ブルターニュで「貴族改め」の際に標的とされたのは貧しい貴族だったし、貴族身分叙任状を与える際も地方長官は候補者が裕福であるかどうかを調査したという⁽¹²⁾。また、貴族に相応しい生活を送るには一定の財産が必要である以上、富裕であってこそ貴族とする見解はとくに都市では根強かったとの指摘もある⁽¹³⁾。この意味ではコワイエが言うように、貴族を平民と変わらない存在にするのは貧困である。だからこそ商業は逆に貴族を危機から救うと彼は主張するのだ⁽¹⁴⁾。

しかし、商人貴族論には大きな問題点があった。貧しい貴族は商業に従事すべきというコワイエの議論に対して、ダルクは小売りは貴族の誇りが許さない、かといって卸売り業を行うには資本が必要だが、資本を持つのは商業に頼る必要のない裕福な貴族だけである、コワイエが救おうとしている貧乏貴族にはそもそも商売を始める資金がない、と反論している⁽¹⁵⁾。この指摘はコワイエの一番の弱点を突いているといってもよい。彼にとっては心

強い援軍であるはずのフォルボネも、特権喪失法の廃止によって商業が名誉ある地位を獲得することで、貴族だけでなく資本を持つ多くのブルジョワが商業に参加する点を重視しており、貴族が小売りに従事することを望んではいない。彼によれば、小売りは粗野な民衆や裕福なために尊大な平民の相手をしなければならず、貴族には耐え難い⁽¹⁶⁾。コワイエ本人も特権喪失法の廃止要求は商業への偏見を一掃するための手段として主張しており、貴族に小売りを勧めることは避けている。『商人貴族論』では、商業には多くの部門があり、貴族が参加できる分野はきつと見るかだろうとされるだけで、具体的な提案はない⁽¹⁷⁾。ダルクのあとに続く反対派は貧乏貴族には資本がないという批判に加えて、商業で成功するのはコワイエがいうほど簡単ではないとして、商人貴族の提案は非現実的だと主張する⁽¹⁸⁾。フォルボネもこうした議論に対して、商船に乗る、あるいは在外商館の職員になるという提案をしているが⁽¹⁹⁾、自説の擁護のために貧しい貴族にも可能な仕事を具体的に提案することを迫られたのはやはりコワイエ本人だった。

第一に挙げられるのはフォルボネと同じく商船勤務である。すでに指摘したように、商船での航海経験は海軍士官となるうえで有益であったし、イングランドとの競争を強く意識するコワイエにとって海上貿易の拡大と海軍の強化は焦眉の課題だった。商船に勤務すれば、船員の特典として輸送料を払わずに個人用の商品を積み込むことができる。それを売買すれば徐々に資金は増えていく。また、この無賃輸送商品を用意する資金は船長に借りるか、あるいは保証人になってもらえば手に入る。こうして5、6回の航海を繰り返すうちに資金もたまり、船長にも昇格できる。やがては私掠船の船長となり、最後は海軍士官として活躍することも可能だ⁽²⁰⁾。

次はこれもフォルボネが挙げていた在外商館勤務。第三に漁船の指揮、第四に製造業や銀行業における事務職、第五として卸売業。コワイエによれば卸売りは小売りに比べて必ずしも資本を必要とするわけでない。単一の商品だけを扱い、小売商に売るのであれば100ピストルの資本があれば足りる。最後は植民地へ赴き、現地で職を得ることである⁽²¹⁾。

こうした具体案が反対派を納得させることはなかった。貴族にはそもそも商才などないのだし、貴族にはできて平民にはできない商業部門は存在しないのだから、商業は平民に任せておくべきだとする議論や⁽²²⁾、商船勤務にせよ在外商館にせよ、こうした職を望む平民はいくらでもおり、経験もない貴族を優先して雇ってくれると思うのは幻想に過ぎない、結局は見習い水夫か労働者になるしかないではないか、それに航海と航海の間は賃金は得られず、その間にわずかな蓄えも使い果たし、いつまで経っても貧困は克服できないとする意見など、批判は尽きない。漁船に乗ることに至っては冗談扱いされている⁽²³⁾。ただし、貴族の商業には基本的に反対しながらも、商船勤務に限ってはこれを容認する意見はある。そこでは商船が海軍の苗床であるという観点から海上貿易が重視され、商船での勤務経験を海軍士官となるための条件とすべきだとされている⁽²⁴⁾。当時の海上貿易は単に海の危険だけではなく、敵国の私掠船や軍船との戦闘も覚悟しなければならず、軍事的な側面を強くもっていた。その意味で、商船に乗り組むことは貴族にとって必要な軍事精神に反

しないと考えられたのである。

だが、反対派もコワイエを批判すれば済むというものではなかった。彼らにとっても没落を待つ貧乏貴族の存在は座視できなかった。身分制の枠組み、名誉心という君主制の原理を維持しながら貧乏貴族を救済する方法、それは彼らを軍人にすることである。

コワイエの示す貴族人口が誇張されたものだとしても、軍に勤務していない貴族が多くいることは間違いない。ダルクらによればその原因のひとつは軍における売官制である。それによって本来、貴族が占めるべき士官のポストに多くの平民が入り込んでいる⁽²⁶⁾。しかし、売官制への批判では共通する論者も、その即時撤廃を要求するかどうかについては一様ではない。ダルク自身は士官ポストを買い戻すための財源を考えればそれは難しいとしているが、すぐに廃止を要求する意見もある⁽²⁶⁾。またダルクは仮に売官制を撤廃しても、軍が貴族をすべて吸収できるとは思えないとして、貴族だけからなる志願兵部隊の創設を提案する。それによれば、貴族は一兵士としてこの部隊に入隊し、一般の兵士と同じ規律に服するのだが、軍の士官の地位にはこの部隊の出身者を充てることで、将来の地位を約束するというのである⁽²⁷⁾。商人の手代として平民に命令されるより、同輩である貴族と共に過ごし、いずれ指揮を執る立場に就くことを思いながら兵士となる方が、貴族にとってはるかに望ましい⁽²⁸⁾。

しかし、貴族が軍人であることを妨げていたのは売官制だけではなかった。軍人の生活というものが著しく金のかかるものだったのである。ダルク自身、かつては軍人だったが、生活苦のためやむなく除隊した経験をもっている⁽²⁹⁾。中隊長の地位を手に入れるのに3,000から5,000リーヴルかかるうえに、士官となれば服装や装飾品、使用人、派手な社交生活などに出費がかさみ、騎兵隊であれば年に10,000から15,000、歩兵隊であっても6,000から12,000リーヴルが必要だったとされる。一方、中隊長の年俸は1,300リーヴル程度に過ぎない⁽³⁰⁾。これでは貧しい貴族が軍務を続けることは到底不可能である。このため、軍から奢侈を一掃することも軍人貴族論にとっては重要な課題となる。ダルクは軍人に奢侈を禁じることを求め、軍人は宮廷に出仕する際、華美な装飾をやめ、階級とキャリアを示す軍服以外を着用してはならないと定めることを要求している⁽³¹⁾。

第三の問題は宮廷貴族の明らかな優遇である。18世紀には士官の放蕩と規律の欠如が軍に対する批判の中心的なテーマとなっていたが、その原因は奢侈と売官制に象徴される富の影響力の増大、そして宮廷による寵愛であると見なされていた⁽³²⁾。宮廷の寵愛を受けた廷臣と一般の貴族ではその昇進速度が全く違うばかりでなく、最終的に到達する階級も異なる。同じく10代半ばで軍人としてのキャリアをスタートさせたとしても、宮廷貴族が16歳で大尉（中隊長）、18歳で少佐（連隊長）、28歳で旅団長、34歳で少将となっている例に比して、地方貴族の事例では25歳で大尉、50歳でようやく中佐、旅団長にまでたどり着くのは55歳である⁽³³⁾。商人貴族論争においても廷臣と軍の中核を担うべき地方貴族とのこのような露骨な差別は糾弾されている。廷臣は指揮官として必要な知識もなく高い地位を得て奢侈に耽り、士官としては何の役にも立たないままに昇進していく。逆に、

奢侈を知らず、栄光への希望に燃えて軍人となった地方貴族は何ら報われることのないまま軍を去っていくしかない⁽³⁴⁾。しかし、奇妙なことにダルクは寵愛による不平等を批判しようとはしない。彼は、こうした上流貴族の特権は一見正義に反するものに見えるとしながらも、不可欠なものだとしている⁽³⁵⁾。しかし、地方貴族への扱いについては是正を求めている。先に触れた貴族部隊も、地方貴族に将来の士官ポストを確保する手段なのだが、それに留まらず、ダルクは除隊後の地方貴族の生活援助、彼らの娘たちのための教育支援を国の負担で行うべきだとしている。財源は貴族が所有する官職および土地に課税すればよい⁽³⁶⁾。彼にとって貴族は同じ機能を担う単一の団体である。貴族は貴族を助けることを厭わないはずだった。

このように、商人貴族論、軍人貴族論ともに、貧乏貴族の存在を意識し、その救済策を提案している。しかし両者が互いに批判し合っているように、どちらの案もそれぞれに弱点を抱えていた。コワイエやフォルボネは、特権喪失法の廃止を求めながらも、貴族に小売業を推奨することを避けたため、では資金のない貧しい貴族はいかにして商売を始めるのか、貧乏貴族は実業家として成功できるのか、という点で説得的な議論を示すことができなかった。彼らは貴族たちの商業への偏見から考えて、小売りを要求しても無駄に終わると判断したのかもしれない。だが、それ以上に、商人貴族が君主制の根幹に触れることを認めようとせず、商業への参加はフランス貴族の名誉を傷つけるものではないし、身分制にも抵触しないと主張したために、小売業にまで携わることを求めることで貴族と平民との間の壁を完全に取り去ってしまうことにためらいを覚えたのだろう。

他方、軍人貴族論も財政負担を伴う軍の大幅な改革や奢侈の追放といった、実施が困難な要求を掲げている。それに七年戦争での敗北を知る前とはいえ、コワイエらに顕著に見られるイングランドの経済力と海軍力に対する危機感も乏しい。しかし、君主制において貴族は商業に従事すべきでないとする意見はモンテスキューの権威のおかげもあり、一定の説得力をもち、論争においても、数の上ではコワイエを批判する論者の方が多かった。

いずれにせよ、両者はともに、一方は商業の活性化と海軍力の強化、他方は貴族の一体性と名誉心の維持による身分制の擁護というそれぞれの目的に添うかたちで、貧乏貴族の救済に関して体系的な議論を提示しようとしたのである。

注

- (1) *La noblesse commerçante*, pp. 38-39.
- (2) *Ibid.*, pp. 213-214.
- (3) *Ibid.*, pp. 36-36.
- (4) *Nouvelles observations sur les deux systèmes*, pp. 67-71. *La noblesse ramenée à ses vrais principes*, pp. 31-40.
- (5) Bourquin は貴族人口の算出がいかに困難かを指摘した上で、1700 年において 234,000 人、1780 年で 140,000 人という数字を挙げている。18 世紀を通じて貴族人口が減少していたこと

- は間違いない。逆にフランス全体の人口は18世紀を通じて増加していたことはよく知られている。Burquin, Laurent, *La noblesse dans la France moderne (XVIe-XVIIIe siècles)*, Belin, 2002, pp. 95-97.
- (6) Meyer, Jean, “Un problème mal posé; la noblesse pauvre, l'exemple breton au XVIIe siècle”, *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, XVIII, avril-juin 1971, pp. 161-188. 地方貴族がパリのコレージュに子供を通わせるには、年に900リーヴル必要だった。また、Fietteは6人の息子の教育費に21年間で110,000リーヴルを費やした地方貴族の例を紹介している。このカラフェリ家の年収は9,000から10,000リーヴルであった。つまり収入の半分は教育費に消えている。カラフェリ家は決して貧しいといえないが、それでも教育費の負担は重荷であった。まして貧しい貴族にとってはこうした支出は到底不可能である。Fiette, Suzanne, *La noblesse française des Lumières à la Belle Époque*, Perrin, 1997, p. 54.
- (7) Chaussinant-Nogaret, Guy, *La noblesse au XVIIIe siècle; de la féodalité aux Lumières*, Hachette, 1976, pp. 77-78.
- (8) Mousnier, *op. cit.*, tome 1, pp. 134-135, 153-156.
- (9) Figeac, *op. cit.*, p. 82-84.
- (10) Serna, Pierre, “Le noble”, *L'homme des Lumières*, éd. par Michel Vovelle, Seuil, 1996, pp. 39-93.
- (11) De la Roque, *op. cit.*, ch. 81.
- (12) Meyer, loc. cit.
- (13) Kaiser, Wolfgang, “Une aristocratie urbaine entre la plume et l'épée; les «nobles marchands» de Marseille, XVIe-XVIIe siècles”, *Le second ordre; l'idéal nobiliaire*, éd. par Chantal Grell et Arnaud Ramière de Fortanier, Presses de l'Université de Paris-Sorbonne, 1999, pp. 263-274.
- (14) *Développement et défense du système de la noblesse commerçante*, tome 2, p. 156.
- (15) *La noblesse militaire*, pp. 92-98.
- (16) *Lettre à M. F.*, pp. 73-74, 81.
- (17) *La noblesse commerçante*, p. 43.
- (18) *Le commerce ennobli*, pp. 19-26. *Lettre de M. D****, pp. 3-6. *Nouvelles observations sur les deux systèmes*, pp. 52-58, 71-73. *La noblesse telle qu'elle doit être*, pp. 1-6. など。
- (19) *Lettre à M. F.*, pp. 72-73.
- (20) *Développement et défense du système de la noblesse commerçante*, tome 2, pp. 107-112. マルセイユ貴族の間ではレヴァント貿易に従事することが経済的に傾きかけた家を立て直す方法だという認識があったし、海上貿易は海軍士官のポストにつながるとされており、事実、商船勤務から海軍へというルートは存在したという。Kaiser, loc. cit. またブルターニュでも20歳前から商船勤務を始めた貴族は30歳代で船長にまで昇格する例が多かったとされる。Meyer, *op. cit.*, tome 1, pp. 156-158. ただし、マルセイユもブルターニュもすでに見たように、貴族が海上貿易を行う伝統が存在した地域であり、とくにブルターニュは「眠る貴族特権」という慣習により、商業に対する抵抗感が少ない地方だった。こうした例からコワイエの提案が現実的なものだったか、あるいは貴族の側に商船に乗ることに対する心理的な抵抗がなかったかどうか判断するのは難しい。
- (21) *Développement et défense du système de la noblesse commerçante*, tome 2, pp. 118-135. コワイエが挙げる100ピストルという額は1,000リーヴルに当たる。これは貧しいとされる貴族の年収を超える額である。一方、植民地に赴く貴族は確かにいた。植民地社会では貴族の肩書

- きにより有利な結婚をすることは貧しい貴族にとっても難しいことではなかったという。
Meyer, *op. cit.*, 159-163. Figeac, *op. cit.*, p. 169.
- (22) *Réflexions sur la noblesse commerçante*, pp. 6-8.
- (23) *La noblesse ramenée à ses vrais principes*, pp. 216-236. 重要な産業部門としての漁業がイングランドやオランダに対して劣っているというコワイエの危機意識は理解されない。なお、特権喪失法の廃止提案には好意的な『トレヴー』も、貧乏貴族にできる商業はあるか、という点がコワイエとフォルボネの一番の弱点だとしながら、家柄だけで何の後ろ盾も経験もない貴族を在外商館が雇うことはない、としている。*Mémoires de Trévoux*, juillet 1756, tome 2, pp. 1818-1819.
- (24) *La noblesse telle qu'elle doit être*, pp. 97-100, 106-115.
- (25) *La noblesse militaire*, pp. 159-163. 中隊長や連隊長の地位は売官制の対象だった。
- (26) *Ibid.*, pp. 164-165. *Nouvelles observations sur les deux systèmes*, pp. 61. *La noblesse ramenée à ses vrais principes*, p. 286.
- (27) *La noblesse militaire*, pp. 167-187.
- (28) この提案は多少の修正を伴いながらもアレス・ドゥ・コルベによっても支持されている。*Nouvelles observations sur les deux systèmes*, pp. 61-66. 逆にコワイエは、世間の兵士に対する偏見は商人に対する偏見よりもずっと強固だとして、貴族が一兵卒になることなどありえない、と反論している。*Développement et défense du système de la noblesse commerçante*, tome 2, pp. 196-199.
- (29) Brancourt, loc. cit.
- (30) Meyer, loc. cit. Bluche, François, *La vie quotidienne de la noblesse française au XVIII^e siècle*, Hachette, 1973, pp. 137-145. 騎兵隊は馬を用意せねばならず、余計に金がかかった。そのため騎兵隊士官になるのは裕福な貴族に限られており、それが騎兵隊士官の奢侈の度合いをより強めたとも考えられる。
- (31) *La noblesse militaire*, pp. 85-92. また以下の作品でも軍人の奢侈を禁じることが求められている。*Nouvelles observations sur les deux systèmes*, pp. 61. *La noblesse ramenée à ses vrais principes*, pp. 286-287. なお、前者では軍に奢侈を持ち込んだのは平民だとして、この点にも第三身分が軍人ポストに就くことの弊害を見出している。ただし、軍のおける奢侈の普及の責任まで平民出身者に押しつける議論は他には見られない。一方、『トレヴー』は『軍人貴族論』への書評で、軍からの奢侈の追放など不可能だとしている。*Mémoires de Trévoux*, juin 1756, pp. 1473-1482.
- (32) Bien, David, "The Army in the French Enlightenment; Reform, Reaction and Revolution", *Past and Present*, no. 85, 1979, pp. 68-98. Smith, Jay M., *The Culture of Merit; Nobility, Royal Service, and the Making of Absolute Monarchy in France, 1600-1789*, The University of Michigan Press, 1996, pp. 227-230.
- (33) Bluche, *op. cit.*, p. 136. もちろん、これは一例に過ぎないが、両者の昇進速度の違いは明らかだろう。
- (34) *La noblesse ramenée à ses vrais principes*, pp. 292-299.
- (35) *La noblesse militaire*, pp. 186-187.
- (36) *Ibid.*, pp. 190-194. 貴族の娘のための施設はマントノン夫人が設立したサン・シールを念頭に提案されているが、ダルクによればもっと費用をかけずに運営できるという。

第4節 名誉の概念とメリトクラシー

軍人にもなれず、司法職にも就けない多くの貴族の存在は、単に貧困に関わるだけの問題ではない。コワイエが強調するのは、彼らが何もしないこと、つまり何の役にも立っていないことである。軍人になることを当然として育ちながら、ポストを得ていない貴族は無用の長物、あるいはむしろ有害な存在である。戦争と危険に身を晒すことだけが尊敬を獲得する方法だと教え込まれて育った彼らは、幼いうちから平民を侮辱し、喧嘩をふっかけることばかり覚える。武器を振り回しては耕地を荒らし、農民を痛めつけ、権利と暴力を取り違える。そのくせ着るものもなく、飢えに苦しんでいるのだ。これが貧しい田舎貴族の姿である⁽¹⁾。コワイエは、貴族特権にしがみつき、商業への偏見を捨てない貴族への苛立ちを隠さない。

「特権はどうなるかって？いまと同じようにしていればいいではないか。相も変わらず紋章を見せびらかし、貴族身分を手に入れたブルジョワにケチをつけ、聞かれもしないのに自分の先祖のことを語り、名前の前につく最初のシラブルを後生大事に発音し、みんなと同じように剣をぶら下げ、決闘を申し込み、決闘に応じ、別の名目で税を払いながらもタイユは免除してもらい、……耕作者が育てた作物を猟で容赦なく荒らし、この善良な人たちを叩きのめし、いざとなればブルジョワ風に絞首刑になる代わりに斬首されていけばいいのだ。」⁽²⁾

痛烈である。田舎貴族など自尊心が強いだけで役立たずの乱暴者だというわけだ。こうした批判はいうまでもなく、軍人でも司法官でもないうえに、生産活動を行わない貴族は単なる寄生階級に墮している、という点に向けられている。無為であること、それは最大の悪徳である。博打、放蕩そして犯罪は無為が生み出す。コワイエによれば「労働せずに生きようとするのは、国民に対する絶え間ない盗み」であり、「すべての身分に何であれ、仕事を与えること」が必要なのである⁽³⁾。労働はもちろん生産活動だけとは限らない。軍事や司法の重要性はコワイエも十分に認めている⁽⁴⁾。しかし、商業を拒否しながら、どちらの仕事にも就いていない貴族は要するに社会にとっての重荷に過ぎない。「生まれ」はもはやその人物の価値を証明するものではない。貴族身分など切り売り可能な動産にすればよい、そうすれば借金を踏み倒す貴族から身分を差し押さえることもできるとして貴族を風刺するマルシャンは、フィガロを思わせる口調でこう語る。

「名門貴族であるということは、すべての利点の中でもおそらく一番のものだろう。それは、手に入れるのに一番苦勞のいらない利点でもある。人は貴族に生まれるのだ。色が黒く、あるいは白く生まれるのと同じだ。または均整の取れた体に、あるいは歪んだ体に生まれてくるとは変わらない。貴族は、人間の悲惨、不遇を乗り越えたわけ

でも何でもない。』⁽⁵⁾

マルシャンによれば、貴族の起源が徳や武勲だというのなら、無為で悪徳に染まった貴族はその身分を失うべきである。国家にとって何の役にも立たず、農民を殴ることしか能わない連中の家門など取り潰してしまえばよい⁽⁶⁾。

公共の役に立つこと、有用な存在であること。啓蒙時代と呼ばれるこの時期にそれが重要な価値として浮上したことについては多言を要しない。公共にとっての有益性を道徳的、政治的判断の基準とする功利主義思想が体系化されるのはまさにこの頃である⁽⁷⁾。そして、国家の経済発展と国民の幸福に貢献し、ひいては軍事力の強化をも支える商業が有用な仕事であることは明白である。コワイエらはこうした前提に立ち、名誉という概念を有益性に基づくものを書き換えることを求める。貴族は栄光のために生まれたという。そして、商業の中に栄光はあるのかと問う。しかし、「国の利点を活かして人々を活動させ、土地を活用し、国家という身体に貨幣を行き渡らせ、公信用を確立する」ことが栄光でないはずがない⁽⁸⁾。商業は有用である、ゆえに貴族が商業に従事することは貴族にとって名誉なのである。司法官、軍人、商人はそれぞれのやり方で公益に貢献しているのであり、彼らの間に優劣はない⁽⁹⁾。この意味で商人貴族の提案は地方貴族を貧困から救うばかりではなく、無為と怠惰からも救うのであり、彼らを国家にとって犯罪である「役に立たない存在」から有用な人材へと転換することを目指している⁽¹⁰⁾。

フォルボネがいうように、王権は軍事と司法以外にも貴族身分を手に入れる道を用意している。売官制は富が貴族身分を得るためのひとつの手段であることを示しているし、貴族身分叙任状も学芸や商業での功績を理由に与えられるようになっている。つまり、政府は「もはや貴族身分という制度を純粹に軍事的なものとは考えておらず、貴族をもっぱら軍事に向けようともしていない」⁽¹¹⁾のである。だとすれば、貴族が名誉心を盾に商業を拒否する理由はすでに存在しない。

つまり、コワイエたちは名誉、栄光といった言葉がもっぱら軍事的な意味で用いられてきたことを批判し、その中身を「祖国への奉仕」、「公益への貢献」と解釈することで、非軍事化しようとしている。あるいは、この概念において占めていた特権的な地位から軍事を引きずりおろすことを目的としている。商業に名誉ある地位を与えることを目指す彼らの議論は、名誉を独占してきた軍事に対して商業への分け前を要求することだった。だからこそ彼らは軍事精神と商業精神の対立を否定し、両者は両立可能だと主張したのである。名誉を目的とする軍事精神と利益を追求する商業精神という二項対立は意味をなさない。軍事と商業はともに国家にとっての有益性という共通の尺度で測られることで、同じく名誉ある任務となり、名誉心を行動動機とする貴族にとって商業は相応しくない仕事であることをやめる。つまり、商業活動は貴族の名誉心を傷つせず、従って君主制の原理に抵触することもないのである⁽¹²⁾。

いうまでもなく、田舎貴族の貧困と無為を強調することは、有益性という価値の対極に

ある存在として彼らを描き、批判するためだった。現実の地方貴族がただ貧しく、無駄に時を過ごしてわけではもちろんない。コワイエらの描写は多分に誇張を含んでいる。何よりコワイエは地方貴族たちが貧しいながらも多くの場合は経営すべき土地を持つ領主であったことを無視している。もちろんコワイエは貧しい貴族は土地経営や開墾に必要な資本もないので彼らの土地は荒れ果てたままだとして、だからこそ商業をして富を得れば農業も活性化すると主張するのだが⁽¹³⁾、ここでも貴族は貧困のため土地を活用しようにもできない存在とされている。しかし、多くの貴族は決して暇ではない。一般に、貴族は領地経営に熱心だったし、すでに挙げたガラス製造、製鉄・鉱山業などにも積極的に関与していた⁽¹⁴⁾。アキテーヌ地方に関する研究では、18世紀末におけるブルボン・パンティエール家の年収はその75パーセントが製鉄業によるものだったという。さらに貴族たちは植民地でのプランテーション経営、陶磁器製造業などにも投資していた。もちろん、こうした大規模な経済活動を行っていたのは地方でも富裕な貴族に限られ、多くの貴族は土地経営を中心としていたとされるが、それでも生活費の上昇に対応するため、貴族は経済活動に熱心だった⁽¹⁵⁾。さらにこれが貴族の商業活動に対する心理的抵抗の少ないブルターニュとなると貴族はどんな分野にも顔を出している。土地経営が多いとはいえ、船舶保険の引き受け、ワインの販売、船の艀装、製鉄、ガラス、織物、徴税官ポストへの投資、船員、教師、競売人、外科医、さらには贋金作りや、密輸、塩の密売といった、職業と呼ぶのがためられるような仕事にまで手を出していた。密売については実行犯がたとえ平民であっても組織は貴族の保護下にあったという⁽¹⁶⁾。

つまりコワイエらが描く貴族の悪しきイメージは多分に戦略的なものであって、貴族特権に対する批判の高まりを表してはいるが、貴族の実像を示したものと考えすることはできない⁽¹⁷⁾。もちろん、コワイエを批判する人々にもそのことは分かっていた。彼らは商人貴族派が描く貴族イメージは誇張されたものだとしてこれを批判し、軍人でも司法官でもないにせよ領地経営に携わる貴族は決して無為のために非難されるべきではないとしている。

「これらの貴族たちが土地、とりわけ自分の領地の耕作に専念し、良き市民として行動し、優れた手本となり、近隣の人々の間に平和を保ち、労働者に仕事を与え、不幸な人たちをいたわり、宗教と法を尊重させ、子供を立派に育て上げ、国が必要としたときには子供たちが軍人として生きていけるように配慮してやるとすれば、彼らに対して何を言うことができるか。……立派な人間、良き市民であればそれで十分だ。」⁽¹⁸⁾

いうまでもなく、こうした描写はコワイエとは逆に、貴族を美化することでその正当化を図ろうとする意図に基づいている。どちらも自分たちの描く貴族の姿が実像だとしているが、水掛け論にしかなりようがない。しかし、軍人でも司法官でも商人でもないことを理由に貴族を無為、怠惰とする議論には、「貧しい貴族は土地にいて、唯一の資源であるその土地を耕している」⁽¹⁹⁾という反論が向けられるのは当然だろう。

だが、領主として土地を耕している、という議論は商人貴族論への反論の中心的なテーマではない。反対派の主要な論点は以下の二つである。まず第一は、貴族身分と有用性とを結びつける、言い換えれば「生まれ」を能力の保証とすることで、貴族は役に立たない存在だとの批判に答えること。第二は、名誉の概念の書き換えに異議申し立てを行うことである。

貴族に生まれた者は高い能力をもつ、という主張は「血」の継承への信頼であるよりも、むしろ教育と環境の結果として説明される。ガルニエによれば、父の仕事を見ながら育つ子供は、他の人間よりもその仕事に対する深い知識を身につけ、適性をもつようになるのが当然だ⁽²⁰⁾。貴族は軍人である父と間近に接し、自分もまた将来軍人となると信じながら育つのであり、そのため、商業その他の仕事に携わる家庭に育った平民に比べて、優れた軍人となるというわけだ。さらにアレス・ドゥ・コルベは、先祖の存在が何よりも貴族にとって貴重な手本となるとしている。

「勇気と知恵と善意と輝かしい徳が最初の英雄を作った。同胞から受ける愛情、評価、信頼、尊敬が彼らを駆り立て、また彼らへの報酬となっていた。こうした人々が自ら貴族となり、子孫をも貴族としたのだ。子孫たちは貴族の原理の中に、先祖たちの手本の中に、自らが受けた教育の中に、そして人々が払ってくれる敬意と特別な扱いに相応しい人間になりたいという願いの中に、与えられた方法で自分の身分を保たなければならないという強い義務を見出しているのだ。」⁽²¹⁾

貴族は身分に相応しい徳を身につけ、実践することを促す恵まれた環境の中で育つ。貴族に生まれるということは優れた資質を確実に身につける条件なのである。しかし、とりわけ貴族に相応しいのはやはり軍事である。父祖の武勲を聞きながら育ち、自分も軍人として先祖に対して恥ずかしくない手柄を立てたいと強く望みながら成長する以上、貴族は必然的に軍人に適した存在となる。言い換えれば、貴族は軍人になってこそ、その能力を最大限に発揮できるのだ。逆に、軍人となるべく育った彼らは商業には向いていないため、商業への貴族の参加は彼らを有用な存在にすることにはならない。彼らを国家に役立つ人間にする唯一の方法は、本来の職務である軍務に就けることである。軍人としての優れた能力を活かすための制度を構築すること、それが彼らが無為と貧困から救う方法なのである。こうした議論は生まれや富ではなく、個人の能力、功績を社会的ヒエラルヒーの基準にすることを目指すメリトクラシーの思想とは矛盾しない⁽²²⁾。貴族は、軍事という自らの能力を活かして国家に奉仕することを望んでいるのであり、たとえ不幸にして軍人の地位を得られず、能力を発揮する機会が与えられていない貴族であっても、彼らを有益な存在にすることは可能なのである。現在、職に就けず心ならずも国家に奉仕できない貴族を有効に活用する方法は、彼らに向いてもいない商人にすることなのか、それとも幼い頃からそのための教育を受けてきた軍人にする事なのか問われているのである。

このように、軍人貴族を主張する陣営も貴族を無為のまま放置しようとはしているわけではない。それどころか、国家に役立つ存在でなければならない、という要請は誰よりも特権を持つ貴族にとってとりわけ重いものだった。ダルクは、何もしない人間は市民として国家に対して罪を犯しているとし、貴族といえどもまず市民なのであり、貴族の特権とは最も重要な奉仕を選択できることにあり、そのため、30歳になるまでに職に就かない貴族からは特権を剥奪すべきだと主張する⁽²³⁾。単に貴族として生まれただけでは価値はない。貴族に向けられる尊敬を正当化するのは、祖先の手本、教育、本人の努力によって獲得される能力である⁽²⁴⁾。つまり、能力を示し、功績を挙げることが自己の存在を正当化するためにどうしても必要なのである。無為で役に立たない貴族という批判に答える唯一の方法は、ダルクにとって、特権喪失という罰によって強制してでも貴族を軍人にすることだった⁽²⁵⁾。貴族による志願兵部隊という案はそのために構想されている。

第二の論点は名誉とは何か、という問題である。コワイエらが軍事的な意味に偏った従来の名誉の概念に異を唱え、一方、ダルクたちがそれに抵抗するという構図に間違いはない。軍人貴族論者はコワイエがいう商業の名誉とは本来の名誉ではない、あるいは、たとえ商業活動による国家への貢献が有益だという理由で名誉だとしても、軍人や司法官が担う職務の重要性を思えば、彼らが受けるべき名誉に比べ、商人の名誉ははるかに劣ると主張する⁽²⁶⁾。こうした見解は、国家への貢献という基準だけを名誉の尺度とすることで、経済活動を軍事や司法と同じ高さにまで引き上げ、各身分が果たすべき機能の間に優劣はないとし、事実上、貴族特権の基盤を掘り崩そうとすることへの警戒心の現れとみてよい。商業は有益であるがゆえに名誉ある仕事だ、従って貴族は商業に参加すべきとする主張に対して、有益でさえあればどんな仕事でも貴族に相応しいというのであれば、身分の差異は消滅するとしたヴァント・デ・ペンヌの反論は⁽²⁷⁾、こうした警戒心をよく示している。

軍事的な名誉に与えられた特別な地位を守るためには、有益性以外の判断基準が必要である。ダルクたちにとって、本来の名誉と商業の名誉とを区別する最大の要因は自己犠牲の有無であった。軍人は財産、安寧、生命までも犠牲にして国家に尽くす。そうした自己犠牲への報酬として与えられるのが名誉なのである。一方、商業による貢献は、確かに有益ではあるが、それ自体、富という報酬をすでに得ている⁽²⁸⁾。だとすれば、軍人に与えられるべき名誉までもが商人に認められるのは不当である。富はそれだけですでに十分な報酬だ。加えて名誉という報酬まで手にすることになれば、軍人の名誉は一体どうなるのか⁽²⁹⁾。商業を貴族に許せば軍人はいなくなるという極論めいた議論も、商業が富も名誉も一手に握ることで軍人の社会的な地位が大きく低下することへの不安から説明できる。富の力の拡大を前にして名誉の価値が下がることへの危機感を抱き、貴族固有の任務であるべき軍人のステイタスを守ろうとするダルクたちにとって、ただでさえ富という有利な条件を備えている商業に、このうえ名誉という利点まで与えることは到底、認めることができなかった。

国家に奉仕する、祖国の役に立つという要請には応えなければならない。この意味では

有益性という価値基準を彼らは決して否定しない。しかし、国家に役立つ存在になれという、それ自体反論の余地のない要求の裏に隠された畏を彼らは見逃さなかった。有益性という価値を批判するのではなく、自己犠牲という別の判断基準を組み合わせることで異なる機能の有益性の間に差異を設ける。それにより、軍人の地位が占める特別の役割を擁護しながら、同時に有益であれという要請に応える。それが商人貴族論に対抗して軍人貴族論が取った戦略だったのである。

注

- (1) *La noblesse commerçante*, pp. 18-19.
- (2) *Ibid.*, pp. 163-164.
- (3) *Ibid.*, p. 52.
- (4) 貴族と並んで特権階級である聖職者についても元イエズス会士コワイエが批判的であることは間違いない。聖職者は経済発展に貢献しないばかりか、その独身制のため、人口減少の一因にもなっている。しかし、彼は宗教は論じない、許された対象にだけ目を向けるとして、それ以上の批判は避けている。*Ibid.*, pp. 70-78. もちろん、こうした及び腰の批判であっても、『トレヴー』はこれに反論している。*Mémoires de Trévoux*, mars 1756, pp. 737-743.
- (5) *La noblesse commerçante*, pp. 9-10.
- (6) *Ibid.*, pp. 41-44.
- (7) フランスにおける功利主義のマニフェストともいえるエルヴェシウスの『精神論』は1758年、つまり商人貴族論争の最中に出版されている。
- (8) *La noblesse commereçante*, p. 142.
- (9) *Le citoyen philosophe*, p. 32, 36-37.
- (10) *Le conciliateur ou la noblesse militaire et commerçante*, pp. 83-85.
- (11) *Lettre à M. F.*, pp. 22-23.
- (12) 従来の研究は一致して、商人貴族論争におけるコワイエの功績は、こうした新しい名誉概念の確立と有益性を基盤とするメリトクラシーの主張にあるとしている。*Adams, op. cit.*, pp. 79-81. *Larrière, op. cit.*, p. 155. *Smith, op. cit.*, 240. *Serna, loc. cit.*
- (13) *La noblesse commerçante*, pp. 57-60.
- (14) 貴族の経済活動については、Richard, loc. cit. Constant, *op. cit.*, pp. 63-87. Chaussinand-Nogaret, *op. cit.*, pp. 119-160. などを参照。
- (15) Figeac, *op. cit.*, pp. 165-211.
- (16) Meyer, *op. cit.*, tome 1, pp. 145-163. 塩税については、全国を税率の異なる6つの地域に分けるという不公正な税制のため、塩の密売は後を絶たなかった。密売人は武装し、場合によっては軍隊と呼べるほどの規模の集団を形成し、民衆からは「義賊」として扱われることもあった。千葉治男『義賊マンドランー伝説と近世フランス社会一』平凡社、1987年。
- (17) この点については Serna, loc. cit.
- (18) *Nouvelles observations sur les deux systèmes*, pp. 131-132. また、*La noblesse ramenée à ses vrais principes*, pp. 97-101. もコワイエは素行の悪さゆえに貴族の名誉にもとるような例だけを挙げて貴族を誹謗している、有能な士官を輩出しているのは実は地方貴族であると批判している。

- (19) *Le commerce ennobli*, p. 11.
- (20) *Le commerce remis à sa place*, pp. 10-11.
- (21) *Nouvelles observateurs sur les deux systèmes*, pp. 25-26. 先祖を理想化し、貴族はその徳を継承する、また貴族の徳とは軍事的な勇気であるとする考えは16世紀から確認できる。Jouanne, Arlette, *Le devoir de révolte; la noblesse française et la gestation de l'Etat moderne, 1559-1661*, Fayard, 1989, pp. 46-52.
- (22) 貴族にとって貴族身分の存在がメリトクラシーと矛盾しないと考えられてきたことはJouannaも指摘している。*Ibid.*, pp. 41-46. 17世紀以来の「メリット」の概念の変遷を追う、それが先祖代々積み重ねてきた功績から、個人の才能へと力点を移動させてきたことを論じるSmithも、メリトクラシーは決して啓蒙の産物ではないことを強調している。Smith, *op. cit.*, p. 263. また、Sernaは「生まれ」と「能力」の結びつきに関して、啓蒙時代にはこうした環境説だけではなく、ビュフォンの議論に依拠した生物学的な議論も存在したことを指摘しているが、商人貴族論争にはそうした議論は見られない。Serna, *loc. cit.*
- (23) *La noblesse militaire*, pp. 188-189. 同様の議論は、*La noblesse telle qu'elle doit être*, p. 93-97. にも見られる。
- (24) *Nouvelles observations sur les deux systèmes*, pp. 94-96.
- (25) ただし、アレス・ドゥ・コルベは貴族の名誉心を尊重するという立場から、強制は望ましくない、としている。しかし、彼は、強制しなくても、貴族は軍人として生きていけるのであれば、迷うことなく軍人になるということを前提としており、貴族が無為に生きることを弁護しているわけではない。彼はこの点での修正を求めながらも、ダルクの志願兵部隊案を基本的に支持している。*Ibid.*, pp. 46-52.
- (26) *Ibid.*, pp. 146, 122-123. *La noblesse militaire*, p. 139
- (27) *La noblesse ramenée à ses vrais principes*, pp. 89-90.
- (28) *La noblesse militaire*, p. 140-142. *Le commerce remis à sa place*, pp. 14-15, 56-57. *La noblesse telle qu'elle doit être*, p. 9. こうした議論は、生命、財産を犠牲にするとは思えない法服貴族の存在を無視している。王の任務を分かち合うという点で軍人と司法官はいずれも単一の機能を果たす貴族だとした主張は、ここではころびを見せているといっていよい。
- (29) *Nouvelles observations sur les deux systèmes*, p. 48, note (a).

結 び

コワイエの訴えににもかかわらず、王権は特権喪失法を完全に廃止することはなかった。商人貴族論争の後も貴族に対する商業の奨励は続くが⁽¹⁾、小売業は特権喪失の対象であり続けた。また、この論争の影響を受けて、貧しい貴族たちが偏見を捨て、海に乗り出したわけでもない。この意味ではコワイエの期待は実現しなかったといえる。

繰り返し王令を発しなければならなかったことから分かるように、17世紀以来、特権喪失法は大きく緩和されたというのに、貴族の商業への参加が王権の思惑通りに進まなかったのはなぜか。従来の研究はほぼ一致して、以下の諸点をその原因として挙げている。

第一は貴族の商業に対する偏見の根強さ、第二は貧しい貴族には資金がないという問題、第三は同業者組合の反対である⁽²⁾。とりわけ同業者組合は王権にとって大きな障害だった。1701年の勅令は、商業を行うに際して貴族が同業者組合に入る必要はないと定めている。そのうえ、卸売りに加えて小売業まで貴族に許せば、同業者組合の独占権は大きな打撃を受けることになる。つまり、貴族への商業奨励は同業者組合の警戒心をかき立てるものだったのである⁽³⁾。1701年の勅令の準備段階からこの問題を分析した研究によれば、商業会議所の代表たちはこの時すでに同業者組合の独占権を批判し、商業の自由を実現することを勅令の目的としていたという。草案の段階では、卸売業を営む場合、貴族か否かにかかわらず、誰もが組合への加入を免除されるはずだった。しかし、政府は組合との対決を避け、その結果、組合の規制に従わずに卸売業を行う自由は貴族に限定されることになる。1756年の新たな勅令計画でも商業会議所代表と通商局の狙いはすべての身分に卸売りの自由を認めることにあったが、1761年、イングランドとの戦争で財政負担に苦しむ王権に、圧力団体として影響力をもつパリの六つの組合が資金援助を行うことで妥協が成立し、身分を問わず卸売りに関して商業の自由を認めた1765年の王令も、パリだけは従来のままとしている⁽⁴⁾。

貴族の経済活動の中心が土地であり続けたことは間違いない⁽⁵⁾。一方で18世紀、とくに後半には大規模な商工業に関与する貴族が増えたことも確かである。彼らはいわば特権喪失法緩和の受益者といえるだろう。しかし、商工業への積極的な投資を行ったのはコワイエらが救おうとした貧乏貴族ではなく、富裕な貴族たちだった⁽⁶⁾。この意味ではコワイエの呼びかけは立派だが、貧乏貴族には届かないだろうとした批評は正しかったのである⁽⁷⁾。そのうえ裕福な貴族たちが事業に乗り出したとはいえ、その多くは株式購入による出資という形に留まり、自ら経営に携わることは少なかった⁽⁸⁾。また、ボルドーでは商業に従事する貴族の多くは元々がネゴシアン出身の新興貴族だったとされる⁽⁹⁾。イングランドへの対抗意識を背景に、より多くの人手と資本を商業に投入しようというコワイエたちの目的は、富裕な貴族層の投資によって、資本という面ではある程度まで達成されたかもしれないが、人手という点ではあまり成果を挙げなかった。それに、貧乏貴族救済のため商業への参加を求めるといふ、もうひとつの狙いはほとんど実現しなかったといっていよい。では、商業の活性化という点ではコワイエと同じ方向を目指していた王権は、貧しい貴族の存在にどのように対処しようとしたのか。特権喪失法の緩和が資本を要する海上貿易や卸売業にしか及ばず、小売業が禁じられる限り、たとえ商業への偏見が弱まったとしても、貧乏貴族の商業への参加は期待できない。政府は同業者組合の反対もあって貴族に小売業を許すことを断念したために、貧乏貴族を商業から事実上排除してしまった。少なくとも、王権は貧しい貴族に商業という経済的基盤を与えることで彼らを救うという方向は取らなかった。そもそも特権喪失法緩和の目的のひとつとして、貧しい貴族の救済が意識されていたかどうかとも疑問である。貧乏貴族の問題はむしろ、軍の改革と結びつけられていたように思われる。専門的な軍事知識が要求されるようになるにつれて、軍人を目指す貴族にとっ

て教育は大きな意味を持つようになった。しかし、すでに述べたように教育費は高く、とりわけ地方貴族には大きな負担だった。そこで王権は1751年、パリに王立士官学校を設立し、経済的に恵まれない軍人の子供を優先的に入学させることにする。その際、政府は四代以上続く貴族の家柄の出であり、かつ貧しいことを条件としている⁽¹⁰⁾。また、七年戦争後、軍への批判が高まる中、王権はサン・ジェルマン伯爵やセギュール侯爵のもとで改革に乗り出すのだが、その柱は売官制の漸次廃止と四代以上続く帯剣貴族の優遇であった。こうした改革は富の力と宮廷の寵愛がフランス軍の弱体化を招いたとされたことを受けて、経験と生まれを士官になるための資格として重視する方向へと転換したことを意味している。それにより、王権は能力による昇進を進めるとともに、古い家柄に生まれながらも士官ポストを得ていない地方貴族を積極的に登用しようとした。彼らが奢侈に毒されていないこと、代々続く帯剣貴族としてその勇気が確かなことが期待されたのである⁽¹¹⁾。つまり、王権は血統貴族の家系には軍人としての適性に優れた人材が育つという前提に立っていたのだ。貧しい血統貴族のために士官学校という教育機会を与え、軍の士官ポストについても彼らを優遇し、能力に応じた昇進を約束する。貧乏貴族の救済という問題に関しては、こうした政策が軍人貴族論が求めた方向と基本的には一致するものであることは明らかだろう。つまり、貧しい貴族を貧困と無為から救い、活躍の場を与える方法は、軍人にすることだったのである。士官学校は定員わずか500、しかも四代続く貴族であることを証明する文書を用意することが困難であったため、実際には定員をはるかに下回る人数しか入学していなかったことを思えば⁽¹²⁾、王権の取った政策はまさに焼け石に水であり、あまり効果は期待できなかった。また、売官制の廃止にしても売買の度にその価格の4分の1を切り下げるというもので、ひとつのポストが売官職でなくなるまでには、四度に渡って売買されることが必要になる。つまり、即時撤廃ではなかった。このため十分な効果を挙げたとはいえないが、それでも目指す方向は明らかである。

特権喪失法を緩和し、傑出したネゴシアンに貴族身分を与える一方で、あくまで小売業は禁止し、貧しい貴族に対しては不十分ながらも軍人として彼らを活用しようとする。これが王権の政策だったように思われる。商人貴族論、軍人貴族論いずれの側も、王権のこうした態度には不満を覚えただろう。それに、ルイ14世時代に実施された貴族改めが、商業活動を理由に貴族を摘発したことも特権喪失法緩和の効果を半減させた。もちろん、貴族改めは偽貴族の排除が目的であり、政府には商業活動を行う貴族を処分するつもりはなかった。しかし、現場で調査に当たった役人たちがしばしば商業活動を理由に商人貴族を処罰の対象としたことは、マルセイユ貴族の不満を代弁したマルシェティの主張からも明らかである⁽¹³⁾。法律上は可能だとしても、商業に従事すれば特権を奪われるかもしれないという恐怖は貴族たちにとって重い足かせになった。つまり、王権は、貴族改めによって結果的に商人貴族を摘発してしまい、貴族の商業への参加を抑制したうえに、貧しい貴族を軍において優遇する方向を打ち出すことで、貴族という人的資源を商業に投入しようとする自らの思惑を裏切るかのような行動を取っているのである。おそらく王権が商業活

動に向けようとしたのは富裕な貴族たちの資産だけであり、貧乏貴族という人材ではなかったのだろう。そして、軍の改革も貴族改めも血統貴族の権利を守り、その社会的地位を保証するという共通点をもっていたとすれば、身分制に立脚する王権が全面的にコワイエの提案を受け入れることは困難だったのである。軍人貴族論者が強調したように、商人貴族論が同じ機能を担う単一の団体としての貴族を否定し、身分制の基盤を揺るがすものであった以上、貴族に商業への参加を奨励するという王権の政策は中途半端なものにならざるを得ない。商人貴族論に反対する論者の多くは貴族だが、その中で平民でありながらコワイエを批判したプロ夫人がいうように、貴族が身分特権を有したまま商業を行うのは不公正なのである⁽¹⁾。貴族が平民と同じくあらゆる仕事を行えるのであれば、貴族特権を正当化することは難しい。小売りに関して特権喪失法を維持し続けたのは、もちろん同業者組合の反対も大きな理由だろうが、王権が最後まで貴族と第三身分との間の壁を取り去ることを拒んだからでもある。

商人貴族論争とは、17世紀以来続いてきた商業の重要性の高まりと、貴族内部の多様性の拡大、貧しい貴族の増加を受けて、貴族という存在の社会的位置づけ、その活用法を問う論争だったといってもよい。コワイエたちはもはや単一の団体としての機能を失っていることを前提に、貴族に新しい任務を与え、経済的必要性と「有益であること」という啓蒙期の倫理的要請に彼らに対応させようとした。一方、反対論者たちは、失われて久しい身分と機能との一致を回復することを目指し、貴族を身分制の枠組みの中に引き戻そうとしている。両者は同じ問題に直面しながら、全く異なる対応策を構想したのである。ある意味で腰の定まらないように見える政府の態度は、このふたつの方向がともに、王権にとって一定の説得力を持っていたことを示している。商業活動の重要性を十分に認識し、その活性化を図りながらも、身分制の維持を大前提とする王権には、この問題を根本的に解決することはできなかった。30年後の革命は、身分制そのものを廃止するという方法で商人貴族論に決着をつける。結局、解けない結び目は断ち切るしかなかったのである。

注

- (1) 1756年の勅令計画が挫折した後も、1762年、1765年と政府は卸売り業への参加は特権喪失には当たらないことを確認する王令を発している。また、1776年にはチュルゴが同業者組合を廃止し、身分に関わりなく商業への参加を認めようとしたが、彼の改革が挫折したことはいうまでもない。Hecht, loc. cit.
- (2) Bluche, *op. cit.*, p. 22. Richard, *op. cit.*, pp. 25-29. Roche, *op. cit.*, pp. 375-376. Hecht, loc. cit. など。
- (3) Revel は公的有益性の欠如という観点から当時、同業者組合への批判が高まっており、グルネやコワイエはその中でも急進的な批判者だったとしている。Revel, Jacques, "Corps et communautés dans la France d'Ancien Régime", *Cultures et formations négociantes*, éd. par Franco Angiolini et Daniel Roche, Ecole des Hautes Etudes en Sciences Sociales, 1995, pp. 255-275. コワイエはのちに同業者組合を辛辣に風刺する小説 *Chinki* を書くことになるが、この作品

については、Lebreton-Savigny, *op. cit.*, pp. 58-89.

- (4) Cheminade, Christian, "Liberalisme, corporatisme et dérogeance; à propos des édits sur le commerce de 1701 et 1765", *Dix-huitième siècle*, no. 26, 1994, pp. 269-284.
- (5) Bourquin, *op. cit.*, p. 186.
- (6) Carré, *op. cit.*, p. 137. Chaussinand-Nogaret, *op. cit.*, pp. 125-126. Hecht, loc. cit.
- (7) *Journal encyclopédique*, 1 mars 1756, pp. 42-43. *Mémoires de Trévoux*, mars 1756, pp. 726-729.
- (8) Bourquin, *op. cit.*, p. 186-187. また Richard はこうした大貴族の経済活動は資本家精神によるものであるというより、派手な消費生活を支えるために行われていたと指摘している。Richard, loc. cit.
- (9) Figeac, *op. cit.*, p. 164.
- (10) *Histoire militaire de la France*, sous la direction d'André Corvisier, PUF, 1992-1994, 4 vols., tome 2, pp. 68-72.
- (11) 18 世紀後半の軍の改革については *Ibid.*, pp. 103-119. Smith, *op. cit.*, p. 233. Bien, loc. cit. 「貴族的反動」の現れともされるこうした改革が軍から排除しようとしたのは、平民よりも新興貴族だったとされる。この時期、士官ポストの多くは貴族が握っていたのであり、問題は四代以上続く貴族であるかどうかにある。
- (12) 1753 年で 20 人, 1759 年で 40 人しかいなかった。Carré, *op. cit.*, 160.
- (13) ブルターニュでも同様の批判があったことについては, Meyer, *op. cit.*, tome 1, pp. 46-49.
- (14) *Observations sur la noblesse et le Tiers-Etat*, p. 70-74.

(もりむら としみ 一橋大学大学院社会学研究科助教授)

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No. 52*

発行所 東京都国立市中 2 - 1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 2004 年 3 月 31 日

印刷所 新宿区早稲田鶴巻町 565-12

(有)啓文堂松本印刷
